

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成28年8月10日提出
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 岩本 信之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	山村 政 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3111
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ダイワ英国高配当株ファンド ダイワ英国高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオ
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間（平成28年8月11日から平成29年8月10日まで） 各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で20兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

## 第一部 【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

ダイワ英国高配当株ファンド

ダイワ英国高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオ

（注1）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指しているものとします。

（注2）上記を、それぞれ「英国高配当株」、「マネー・ポートフォリオ」という場合があります。

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で20兆円を上限とします。

### (4) 【発行(売出)価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

### (5) 【申込手数料】

「英国高配当株」については、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.24%（税抜3.0%）（スイッチング（乗換え）にかかるお買付時の申込手数料については0.54%（税抜0.5%））となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合

わせ下さい。「マネー・ポートフォリオ」については、お買付時の申込手数料を徴収している販売会社はありません。

- ・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

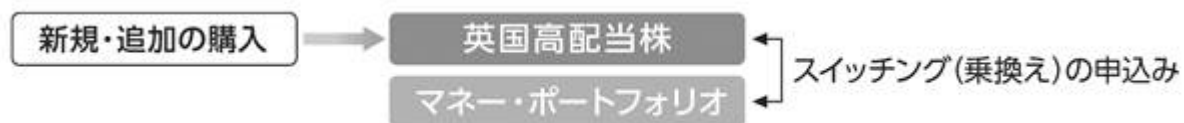
電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

(注)「マネー・ポートフォリオ」の受益権の取得申込みは、スイッチング(乗換え)による場合のみ受付けます。

#### <スイッチング(乗換え)について>

- ・「英国高配当株」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「マネー・ポートフォリオ」の受益権の取得申込みを行なうこと、および「マネー・ポートフォリオ」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「英国高配当株」の受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング(乗換え)の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング(乗換え)にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は、スイッチング(乗換え)の金額から差引させていただきます。



申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

#### (6) 【申込単位】

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

#### (7) 【申込期間】

平成28年8月11日から平成29年8月10日まで(継続申込期間)

(終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

#### (8) 【申込取扱場所】

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

「英国高配当株」については、次のイ．およびロ．に掲げる日を申込受付日とする受益権の取得の申込みの受付は行ないません。また、次のイ．およびハ．に掲げる日を申込受付日とする受益権の換金の申込みの受付は行ないません。

イ．ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日（当ファンドの運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託会社が定める日に限り除きます。）

ハ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日  
申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

委託会社の各営業日（ ）の午後3時までには受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）（スイッチング（乗換え）にかかるものを含みます。以下同じ。）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（ ）の扱いとなります。

（ ）「英国高配当株」については、前 の申込受付中止日を除きます。

「英国高配当株」については、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することができます。

また、「マネー・ポートフォリオ」については、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することができます。

「英国高配当株」または「マネー・ポートフォリオ」の受益者が当該ファンドの換金の手取金をもって他のファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他のファンドの受益権の取得申込みの受付けが中止された場合、当該換金請求の申込みの受付けを中止することがあります。(なお、他のファンドとは、受益者が「英国高配当株」の受益者である場合、「マネー・ポートフォリオ」を、また「マネー・ポートフォリオ」の受益者である場合、「英国高配当株」をいいます。)

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします(以下同じ。)

取得申込金額に利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

###### < 英国高配当株 >

当ファンドは、相対的に配当利回りの高い英国の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行いません。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
属性区分	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(株式 一般))
	決算頻度	年2回
	投資対象地域	欧州
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

###### < マネー・ポートフォリオ >

当ファンドは、主としてわが国の公社債への投資により、利息収入の確保をめざして運用を行いません。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
	投資対象資産(収益の源泉)	債券
属性区分	投資対象資産	資産複合(債券、その他資産(投資信託証券(債券)))
	決算頻度	年2回
	投資対象地域	日本
	投資形態	ファミリーファンド

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「海外」...目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「国内」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「株式」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「債券」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

- ・「その他資産」...組入れている資産
- ・「株式 一般」...大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「資産複合」...目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
- ・「年2回」...目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
- ・「欧州」...目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「日本」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・「ファミリーファンド」...目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
- ・「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類表〈ダイワ英国高配当株ファンド〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 商品分類表〈ダイワ英国高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオ〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産 ( )
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表〈ダイワ英国高配当株ファンド〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回	日本		
不動産投信	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ( )
その他資産 (投資信託証券) (株式 一般)	年6回 (隔月)	欧州		
資産複合 ( )	年12回 (毎月)	アジア		
資産配分固定型 資産配分変更型	日々	オセアニア		
	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## 属性区分表〈ダイワ英国高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオ〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回	日本	
不動産投信	年4回	北米	ファミリー ファンド
その他資産 ( )	年6回 (隔月)	欧州	
資産複合 (債券、その他資産) (投資信託証券(債券))	年12回 (毎月)	アジア	
資産配分固定型 資産配分変更型	日々	オセアニア	
	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ
		アフリカ	
		中近東 (中東)	
		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。



商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

#### < 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

#### < ファンドの特色 >

## 英国高配当株

### 1 相対的に配当利回りの高い英国の株式等に投資します。

※株式等にはリート（不動産投資信託）を含みます。

- 英国の株式等の中から、時価総額や流動性等を勘案して投資対象銘柄を選定します。
- 投資対象銘柄の中から、予想配当利回り、企業の利益成長性、財務内容等を分析し、組入候補銘柄を選定します。
- 組入候補銘柄から、業種や銘柄の分散、株価バリュエーションを勘案してポートフォリオを構築します。

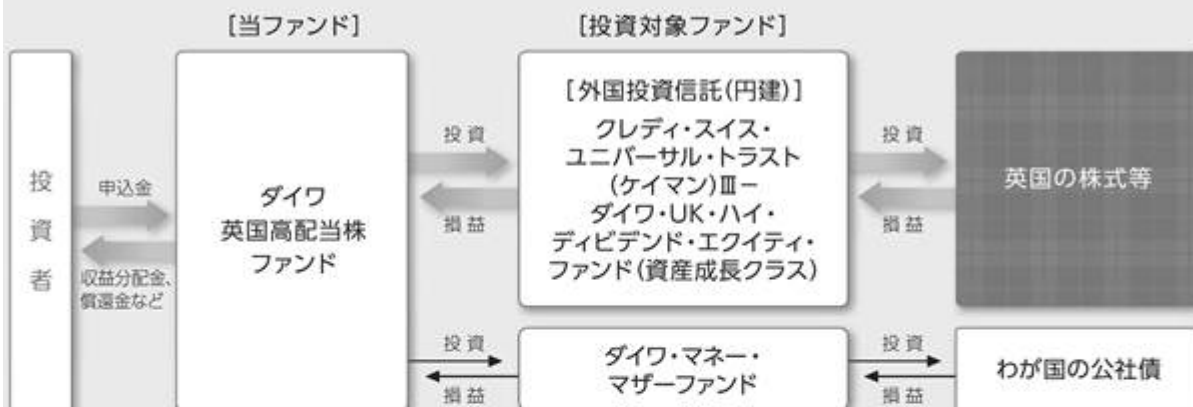
#### ポートフォリオ構築プロセス



英国の株式等の運用については、ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ) リミテッドの助言を受け、大和証券投資信託委託株式会社が行ないます。

## ファンドの仕組み

- [英国高配当株]は、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資信託の受益証券を通じて、英国の株式等に投資します。



※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

- 当ファンドは、通常の状態では、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

**2** 毎年5月17日および11月17日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

## [分配方針]

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

## マネー・ポートフォリオ

**1 わが国の公社債を中心に投資します。**

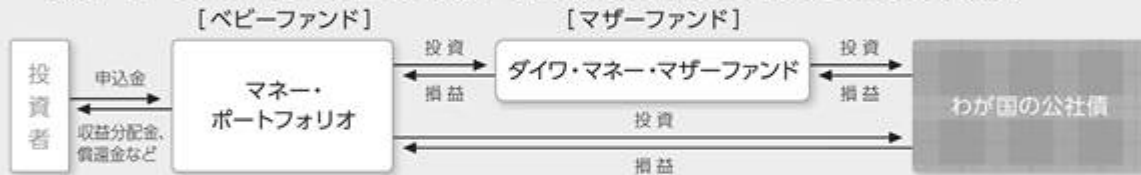
- 組入れにあたっては、取得時に第二位（A-2格相当）以上の短期格付けであり、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。

## ファンドの仕組み

- [マネー・ポートフォリオ]は、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(マネー・ポートフォリオ)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。

なお、ベビーファンドからわが国の公社債への直接投資を行なうことができるものとします。



大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

**2 毎年5月17日および11月17日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。**

## [分配方針]

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

## &lt; 投資対象ファンドの概要 &gt;

1. クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) -  
ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(資産成長クラス)

形態/表示通貨	ケイマン籍の外国投資信託/円建
運用の基本方針	主として、相対的に配当利回りの高い英国の株式等に投資し、安定的な配当等収益の確保と株式等の値上がり益の獲得による信託財産の成長をめざします。
主要投資対象	英国の株式等を主要投資対象とします。

運用方針	<p>1. 主として、相対的に配当利回りの高い英国の株式等に投資し、安定的な配当等収益の確保と株式等の値上がり益の獲得による信託財産の成長をめざします。</p> <p>2. ポートフォリオの構築にあたっては、次の方針で行なうことを基本とします。</p> <p>イ) 英国の株式等の中から、時価総額や流動性等を勘案して投資対象銘柄を選定します。</p> <p>ロ) 投資対象銘柄の中から、予想配当利回り、企業の利益成長性、財務内容等を分析し、組入候補銘柄を選定します。</p> <p>ハ) 組入候補銘柄から、業種や銘柄の分散、株価バリュエーションを勘案してポートフォリオを構築します。</p> <p>3. 株式等の運用は、大和証券投資信託委託株式会社が行ないます。</p> <p>4. 株式等の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドの助言を受けます。</p> <p>5. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。</p> <p>6. 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行なわれない場合があります。</p>
設定日	2014年6月2日
信託期間	無期限
決算日	9月末日
収益分配	原則として、年2回分配を行ないます。
管理報酬等	純資産総額に対して年率0.515%程度 (弁護士費用等を含みます。) ただし、その他ファンドの運営に必要な各種経費等がかかります。
申込手数料	かかりません。
信託財産留保額	かかりません。
管理会社	クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

## 2. ダイワ・マネー・マザーファンド

形態/表示通貨	国内籍の証券投資信託/円建
運用の基本方針	主としてわが国の公社債への投資により、利息収入の確保をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	本邦通貨表示の公社債
投資態度	<p>わが国の公社債を中心に安定運用を行ないます。</p> <p>邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時に第二位(A-2格相当)以上の短期格付であり、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。</p> <p>当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
設定日	平成16年12月10日
信託期間	無期限

決算日	毎年12月9日（休業日の場合翌営業日）
運用管理費用 （信託報酬）	かかりません。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

## (2) 【ファンドの沿革】

&lt; 英国高配当株 &gt;

平成26年5月30日 信託契約締結、当初設定、運用開始

&lt; マネー・ポートフォリオ &gt;

平成26年5月30日 信託契約締結、当初自己設定、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者
	収益分配金（注）、償還金など お申込金（ 3 ）
お取扱窓口	<p>販売会社</p> <p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、次の業務を行ないます。</p> <p>受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など</p>
1	収益分配金、償還金など お申込金（ 3 ）
委託会社	<p>大和証券投資信託委託株式会社</p> <p>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）( 2 )の委託者であり、次の業務を行ないます。</p> <p>受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など</p>
運用指図 2	損益 信託金（ 3 ）

受託会社	<p>三井住友信託銀行 株式会社</p> <p>再信託受託会社： 日本トラスティ・ サービス信託銀行株 式会社</p>	<p>信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行な いません。なお、信託事務の一部につき日本トラ スティ・サービス信託銀行株式会社に委託するこ とができます。また、外国における資産の保管は、 その業務を行なうに十分な能力を有すると認めら れる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <p>委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など</p>
------	---	--

損益 投資

投資対象	<p>&lt;英国高配当株&gt; 投資対象ファンドの受益証券 など</p> <p>&lt;マネー・ポートフォリオ&gt; わが国の公社債 など (ファミリーファンド方式で運用を行ないます。)</p>
------	--

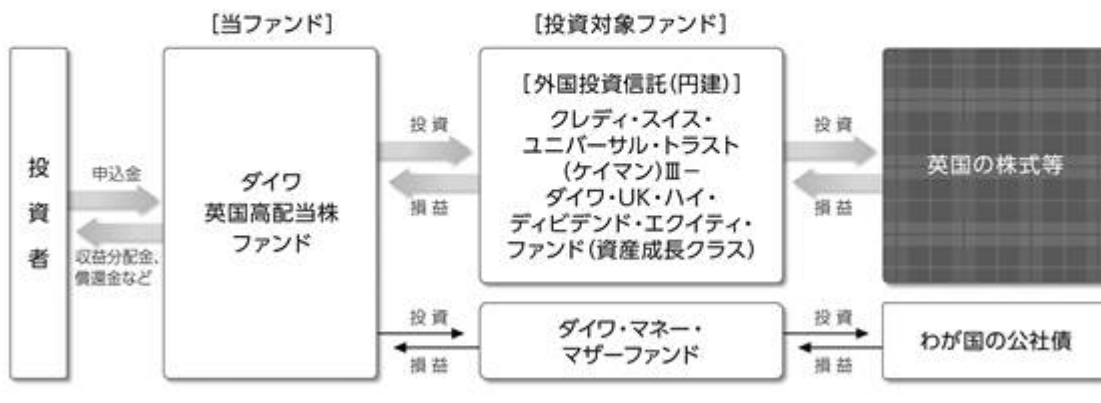
(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1: 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- 3: 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

## ファンドの仕組み

- [英国高配当株]は、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資信託の受益証券を通じて、英国の株式等に投資します。



< 委託会社の概況 (平成28年5月末日現在) >

・ 資本金の額 151億7,427万2,500円

## ・沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)

## ・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

## 2 【投資方針】

## (1) 【投資方針】

## &lt; 英国高配当株 &gt;

## 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド（資産成長クラス）」（以下「ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド（資産成長クラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

## 投資態度

イ. 主として、ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド（資産成長クラス）の受益証券を通じて、相対的に配当利回りの高い英国の株式等（ ）へ投資し、信託財産の成長をめざします。

不動産投資信託証券を含みます。

ロ. 当ファンドは、ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド（資産成長クラス）とダイワ・マネー・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド（資産成長クラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ. ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド（資産成長クラス）では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

二．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### <投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

投資先ファンドの名称	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド（資産成長クラス）
選定の方針	主として、相対的に配当利回りの高い英国の株式等へ投資し、信託財産の成長をめざすファンドである。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

#### <マネー・ポートフォリオ>

##### 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

- イ．ダイワ・マネー・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券
- ロ．わが国の公社債

##### 投資態度

- イ．マザーファンドの受益証券およびわが国の公社債を中心に投資することにより、安定運用を行います。
- ロ．邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時に第二位（A - 2格相当）以上の短期格付であり、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。
- ハ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (2) 【投資対象】

##### <英国高配当株>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．約束手形
  - ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

##### イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1．に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」とい



ます。)の受益証券、次の2.に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3.から5.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド（資産成長クラス）」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

#### <投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

投資先ファンドの名称	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド（資産成長クラス）
運用の基本方針	主として、相対的に配当利回りの高い英国の株式等に投資し、安定的な配当等収益の確保と株式等の値上がり益の獲得による信託財産の成長をめざします。
主要な投資対象	英国の株式等
委託会社等の名称	管理会社：クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

#### <マネー・ポートフォリオ>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲の「(5)投資制限」の<マネー・ポートフォリオ>の、およびに定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1．転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．コマーシャル・ペーパー
- 8．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
- 9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 10．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- 13．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 14．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 16．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 17．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を

有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

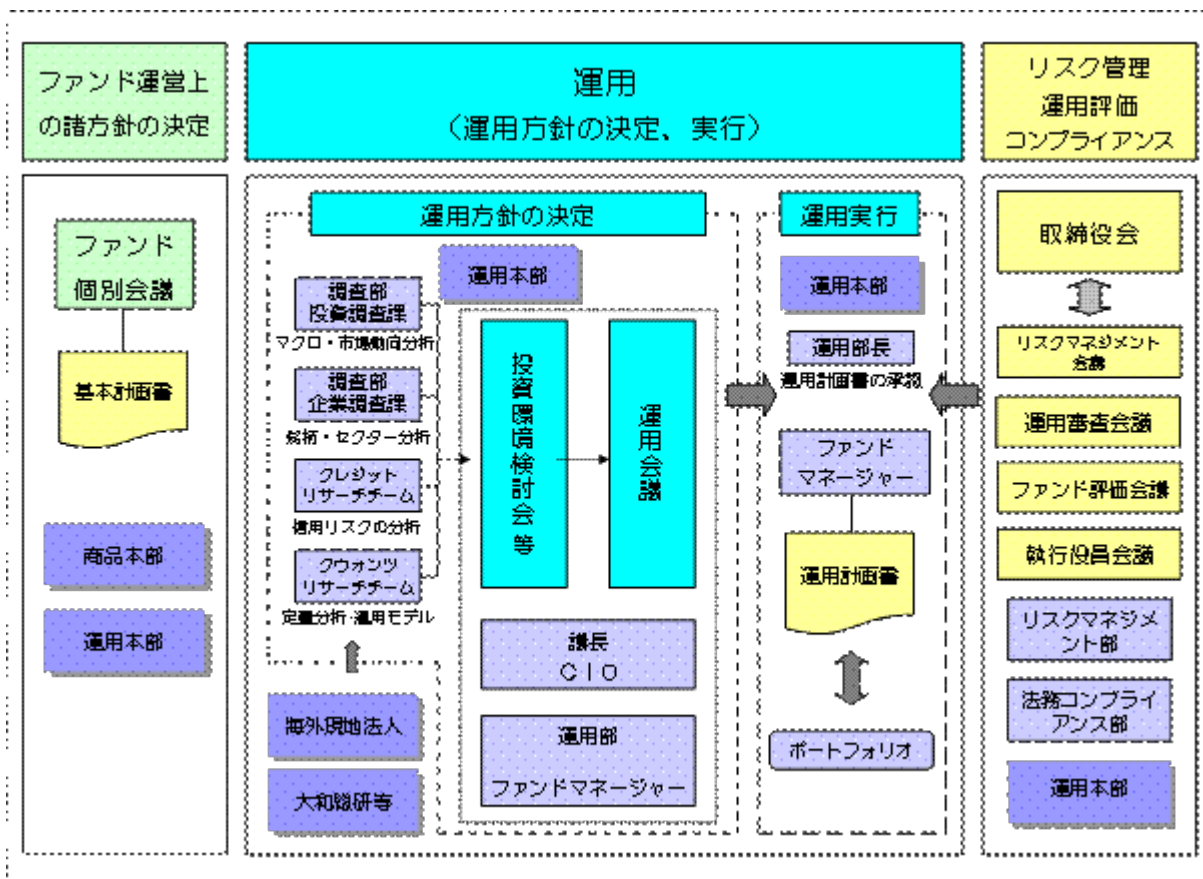
委託会社は、信託金を、前に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

### (3) 【運用体制】

#### 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



#### 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

#### イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

#### ロ. 投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

## 八．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

## 二．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

## 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

### イ．CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

### ロ．Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

### ハ．インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

### 二．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

### ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

## ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は30～40名程度です。

### イ．ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

### ロ．運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

### ハ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

### 二．執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

#### 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は平成28年5月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### <英国高配当株>

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

##### <マネー・ポートフォリオ>

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

#### (5) 【投資制限】

##### <英国高配当株>

###### 株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

###### 投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

###### 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

###### 資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

## &lt; 参 考 &gt; 投資対象ファンドについて

1. クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） -  
ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド（資産成長クラス）

「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

2. ダイワ・マネー・マザーファンド

下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「運用管理費用（信託報酬）」等）については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

主な投資制限	<p>株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りします。</p> <p>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資は、行ないません。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は、行ないません。</p>
償還条項	<p>信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p>

## &lt; マネー・ポートフォリオ &gt;

マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式（信託約款）

イ. 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りします。

ロ. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ. 前ロ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託証券（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式の範囲（信託約款）

イ．委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

同一銘柄の株式（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとし、

ロ．前イ．の信用取引の指図は、次の1.から5.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から5.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

先物取引等（信託約款）

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取

引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八．において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。



ニ．前八．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八．において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八．において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前八．においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への投資は、行ないません。

資金の借入れ（信託約款）

（＜英国高配当株＞のと同規定）

### 3 【投資リスク】

#### (1) 価額変動リスク

＜英国高配当株＞

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額は、株価変動の影響を大きく受けます。

リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ．リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

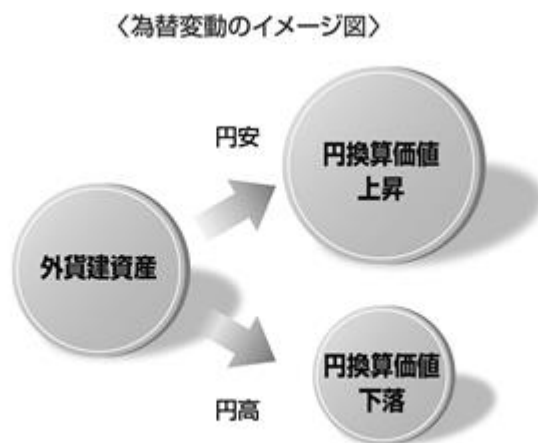
ロ．リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

ハ．リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

ニ．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいて、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証券等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

< マネー・ポートフォリオ >

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ハ．資金の管理にあたって費用が発生することがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

## (2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

「英国高配当株」については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。

また、「マネー・ポートフォリオ」については、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。

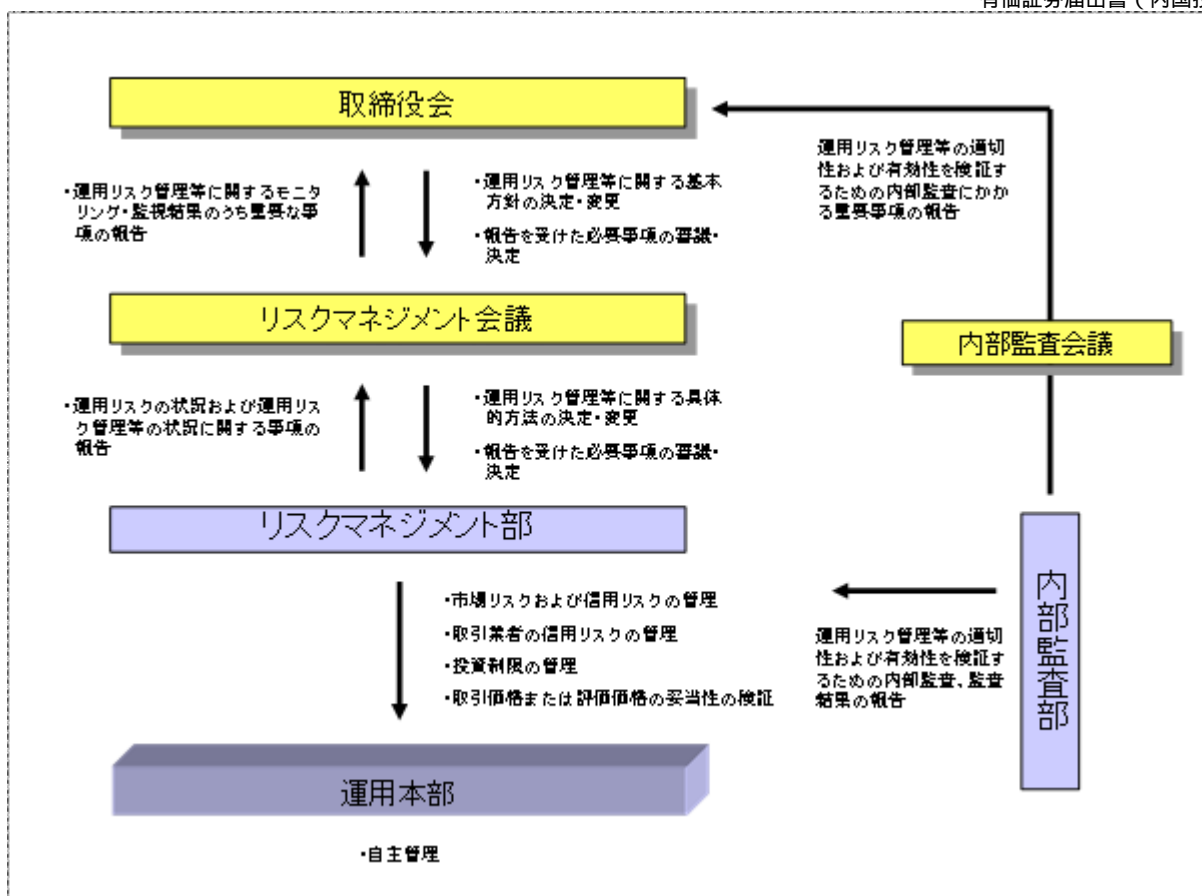
ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

## (3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## (4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。



### 流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

## 参考情報

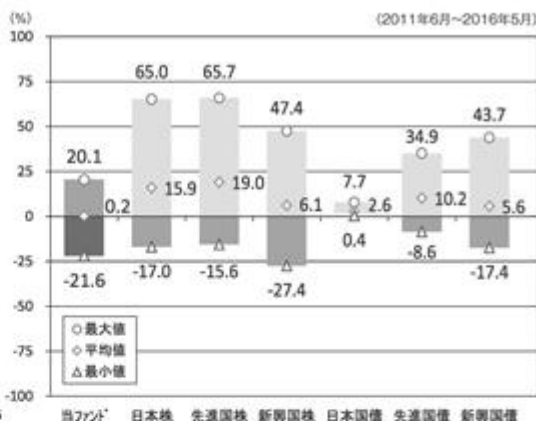
- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年における年間騰落率の推移を表示しています。

## ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

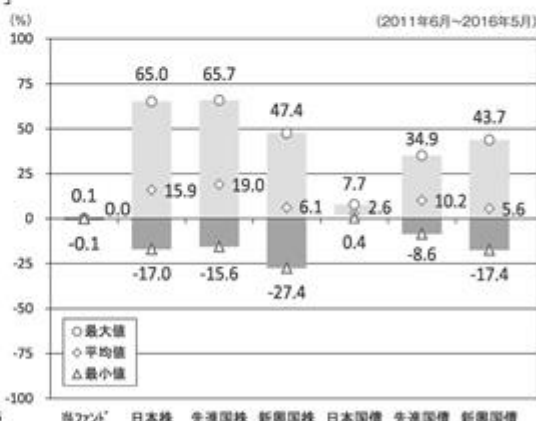
## [ダイワ英国高配当株ファンド]



## 他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



## [ダイワ英国高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオ]



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

## ※資産クラスについて

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)  
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
日本国債：NOMURA-BPI国債  
先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

## ※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性、正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4 【手数料等及び税金】

## (1) 【申込手数料】

「英国高配当株」については、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.24%（税抜3.0%）（スイッチング（乗換え）にかかるお買付時の申込手数料については0.54%（税抜0.5%））となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。「マネー・ポートフォリオ」については、お買付時の申込手数料を徴収している販売会社はありません。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

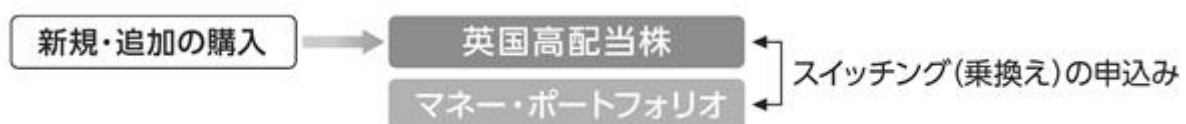
電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

（注）「マネー・ポートフォリオ」の受益権の取得申込みは、スイッチング（乗換え）による場合のみ受け付けます。

## &lt;スイッチング（乗換え）について&gt;

- ・「英国高配当株」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「マネー・ポートフォリオ」の受益権の取得申込みを行なうこと、および「マネー・ポートフォリオ」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「英国高配当株」の受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。



申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

## (2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

## (3) 【信託報酬等】

## &lt;英国高配当株&gt;

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.323%（税抜1.225%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.40% （税抜）	年率0.80% （税抜）	年率0.025% （税抜）

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、年率1.838%（税込）程度です。

## &lt;マネー・ポートフォリオ&gt;

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

前 の率は、各月ごとに決定するものとし、各月の1日から各月の翌月の1日の前日までの当該率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.54（税抜0.5）を乗じて得た率とします。ただし、当該率が年率0.972%（税抜0.90%）を超える場合には、年率0.972%（税抜0.90%）とします。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、前 および前 による総額を次の比率で配分するものとします。

委託会社	販売会社	受託会社
24.44%	66.67%	8.89%

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

## (4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。



信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

#### <投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

#### <マザーファンドより支弁する手数料等>

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

#### イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

#### ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

#### ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたNISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

#### 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

#### <注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

#### <注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分がありません。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- ( ) 上記は、平成28年5月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ( ) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

## 【ダイワ英国高配当株ファンド】

## (1) 【投資状況】（平成28年5月31日現在）

## 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	1,052,479,684	97.89
内 ケイマン諸島	1,052,479,684	97.89
親投資信託受益証券	100,039	0.01
内 日本	100,039	0.01
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	22,548,983	2.10
純資産総額	1,075,128,706	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 【投資資産】（平成28年5月31日現在）

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
				また は 額面金額			
1	UK HIGH DIVIDEND EQUITY FUND CAPITAL GROWTH CLASS	ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	12,206,201.03	82.40 1,005,888,614	86.22 1,052,479,684	97.89
2	ダイワ・マネー・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	98,107	1.0198 100,049	1.0197 100,039	0.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	97.89%
親投資信託受益証券	0.01%
合計	97.90%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

## 八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成26年11月17日)	2,582,400,287	2,632,513,972	1.0306	1.0506
第2計算期間末 (平成27年5月18日)	2,089,469,146	2,164,619,551	1.1122	1.1522
平成27年5月末日	2,282,955,267	-	1.1373	-
6月末日	1,812,776,578	-	1.0882	-
7月末日	1,603,710,600	-	1.1083	-
8月末日	2,020,653,334	-	1.0364	-
9月末日	1,865,568,135	-	0.9713	-
10月末日	1,978,101,099	-	1.0664	-
第3計算期間末 (平成27年11月17日)	1,842,793,293	1,867,714,660	1.0352	1.0492
11月末日	1,987,874,972	-	1.0599	-
12月末日	1,926,683,265	-	1.0156	-
平成28年1月末日	1,704,627,901	-	0.9093	-
2月末日	1,593,954,130	-	0.8560	-
3月末日	1,637,341,923	-	0.8886	-
4月末日	1,602,210,583	-	0.8927	-
第4計算期間末 (平成28年5月17日)	1,117,315,060	1,117,315,060	0.8418	0.8418
5月末日	1,075,128,706	-	0.8795	-

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0200
第2計算期間	0.0400
第3計算期間	0.0140
第4計算期間	0.0000

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	5.1
第2計算期間	11.8
第3計算期間	5.7
第4計算期間	18.7

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	1,627,513,251	855,497,197
第2計算期間	1,090,268,974	1,717,193,103
第3計算期間	951,038,837	1,049,701,268
第4計算期間	132,002,079	584,761,653

(注) 当初設定数量は1,733,668,210口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネー・マザーファンド

## (1) 投資状況（平成28年5月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	40,001,200	0.07
内 日本	40,001,200	0.07
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	58,696,028,963	99.93
純資産総額	58,736,030,163	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 投資資産（平成28年5月31日現在）

投資有価証券の主要銘柄

## イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	594 国庫短期証券	日本	国債証券	40,000,000	100.00 40,001,200	100.00 40,001,200	- 2016/06/13	0.07

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	0.07%
合計	0.07%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

## ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (参考情報) 運用実績

ダイワ英国高配当株ファンド

2016年5月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移

基準価額	8,795円
純資産総額	10億円

## 基準価額の騰落率

期間	ファンド
1か月間	-1.5%
3か月間	2.7%
6か月間	-17.0%
1年間	-21.6%
3年間	-
5年間	-
設定来	-5.9%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

## 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 140円 設定来分配金合計額: 740円

決算期	第1期 14年11月	第2期 15年5月	第3期 15年11月	第4期 16年5月				
分配金	200円	400円	140円	0円				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

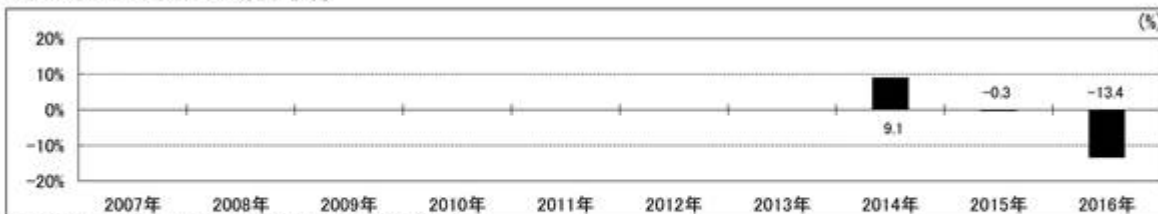
## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド	ダイワ・UK・ハイ・ディビデント・エクイティ・ファンド(資産成長クラス)	97.9%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネー・マザーファンド	0.0%
合計		97.9%

## 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。  
・2014年は設定日(5月30日)から年末、2016年は5月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## 【ダイワ英国高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオ】

(1) 【投資状況】(平成28年5月31日現在)



## 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	72,503,798	70.64
内 日本	72,503,798	70.64
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	30,133,627	29.36
純資産総額	102,637,425	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 【投資資産】（平成28年5月31日現在）

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
				また は 額面金額			
1	ダイワ・マネー・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	71,103,068	1.0197 72,503,902	1.0197 72,503,798	70.64

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	70.64%
合計	70.64%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

## ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成26年11月17日)	22,237,049	22,237,049	1.0001	1.0001
第2計算期間末 (平成27年5月18日)	152,861,117	152,861,117	1.0004	1.0004
平成27年5月末日	12,092,294	-	1.0008	-
6月末日	130,094,109	-	1.0008	-
7月末日	137,033,614	-	1.0008	-
8月末日	13,153,439	-	1.0008	-
9月末日	13,153,254	-	1.0007	-
10月末日	13,153,120	-	1.0007	-
第3計算期間末 (平成27年11月17日)	13,153,799	13,153,799	1.0008	1.0008
11月末日	13,153,734	-	1.0008	-
12月末日	12,092,061	-	1.0008	-
平成28年1月末日	1,009,717	-	1.0003	-
2月末日	1,879,046	-	1.0002	-
3月末日	1,879,013	-	1.0002	-
4月末日	1,878,974	-	1.0002	-
第4計算期間末 (平成28年5月17日)	1,878,940	1,878,940	1.0002	1.0002
5月末日	102,637,425	-	1.0001	-

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	0.0
第2計算期間	0.0

第3計算期間	0.0
第4計算期間	0.1

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	70,964,088	49,728,608
第2計算期間	595,196,028	464,636,953
第3計算期間	243,810,146	383,461,123
第4計算期間	869,191	12,134,161

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ英国高配当株ファンド」の記載と同じ。

## (参考情報) 運用実績

ダイワ英国高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオ

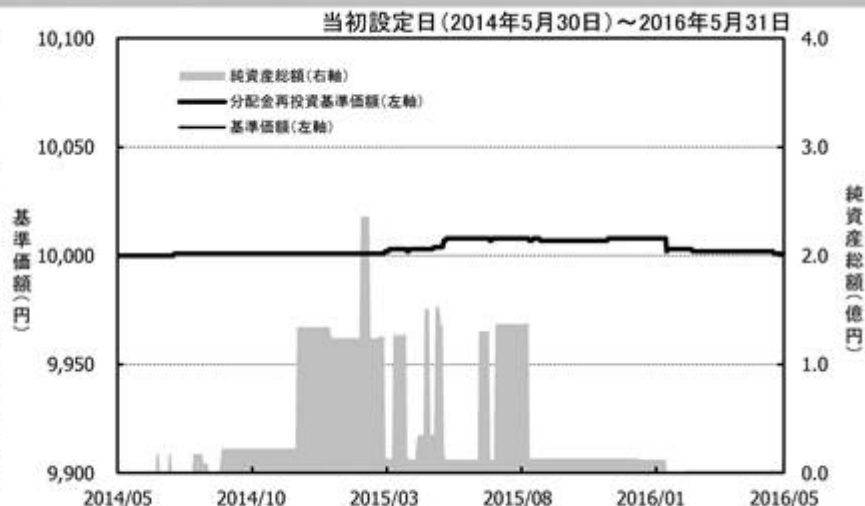
2016年5月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	10,001円
純資産総額	1.0億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1か月間	-0.01%
3か月間	-0.01%
6か月間	-0.07%
1年間	-0.07%
3年間	-
5年間	-
設定来	0.01%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

## 分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額： 0円 設定来分配金合計額： 0円

決算期	第1期 14年11月	第2期 15年5月	第3期 15年11月	第4期 16年5月					
分配金	0円	0円	0円	0円					

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

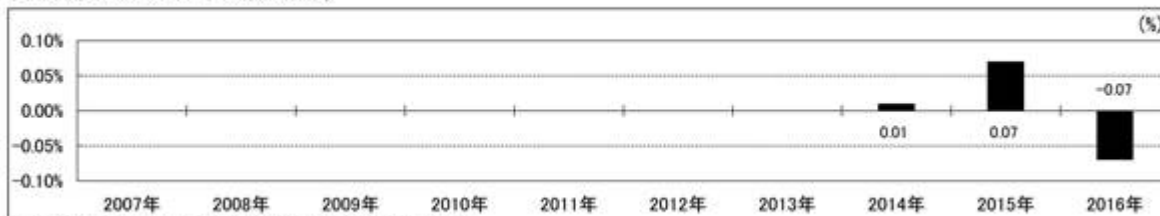
## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	組入上位10銘柄	償還日	比率
国内債券	1	0.0%	594 国庫短期証券	2016/06/13	0.0%
コール・ローン、その他		100.0%			
合計	1	100.0%			
債券種別構成		比率			
国債		0.0%			
合計		0.0%	合計		0.0%

## 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



\*ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

\*2014年は設定日(5月30日)から年末、2016年は5月31日までの騰落率を表しています。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、「英国高配当株」については、販売会社は、次のイ・およびロ・に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行いません。

イ．ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日（当ファンドの運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託会社が定める日に限り除きます。）

また、「マネー・ポートフォリオ」については、「英国高配当株」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって取得申込みをする場合に限り、受益権の取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

「英国高配当株」については、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することができます。

また、「マネー・ポートフォリオ」については、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行いません。

## 2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までには受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

### <一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、「英国高配当株」については、販売会社は、次のイ・およびロ・に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

イ．ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

### ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

### ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

「英国高配当株」または「マネー・ポートフォリオ」の受益者が当該ファンドの一部解約金の手取金をもって他のファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他のファンドの受益権の取得申込みの受け付けが中止された場合、委託会社は、当該一部解約請求の申込みの受け付けを中止することがあります。（なお、他のファンドとは、受益者が「英国高配当株」の受益者である場合、「マネー・ポートフォリオ」を、また「マネー・ポートフォリオ」の受益者である場合、「英国高配当株」をいいます。）

「英国高配当株」については、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

また、「マネー・ポートフォリオ」については、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（「マネー・ポートフォリオ」については、受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

##### （注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

###### <英国高配当株>

- ・組入外国投資信託の受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

###### <マネー・ポートフォリオ>

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。
- ・本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
  1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
  2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
  3. 価格情報会社の提供する価額

##### （注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
  1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
  2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
  3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

平成26年5月30日から平成31年5月17日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

## (4) 【計算期間】

毎年5月18日から11月17日まで、および11月18日から翌年5月17日までとします。ただし、第1計算期間は、平成26年5月30日から平成26年11月17日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

## (5) 【その他】

信託の終了

< 英国高配当株 >

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
4. 前3.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。



7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### < マネー・ポートフォリオ >

- 1.（< 英国高配当株 > の1.と同規定）
2. 委託会社は、「英国高配当株」がその信託を終了させることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、「マネー・ポートフォリオ」の信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 3.（< 英国高配当株 > の3.と同規定）
4. 前3.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
- 7.（< 英国高配当株 > の7.と同規定）
- 8.（< 英国高配当株 > の8.と同規定）
- 9.（< 英国高配当株 > の9.と同規定）

#### 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとし、
2. 委託会社は、前1.の事項（前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容お

よびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

3. 前2. の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

#### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書)を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
  - ・委託会社のホームページ  
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。  
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### 4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

##### 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

##### 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

### 第3 【ファンドの経理状況】

#### 【ダイワ英国高配当株ファンド】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成27年11月18日から平成28年5月17日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

ダイワ英国高配当株ファンド

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 平成27年11月17日現在	第4期 平成28年5月17日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	55,435,301	31,185,888
投資信託受益証券	1,815,552,694	1,097,225,316
親投資信託受益証券	100,049	100,049
未収入金	19,999,999	-
流動資産合計	1,891,088,043	1,128,511,253
資産合計	1,891,088,043	1,128,511,253
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	24,921,367	-
未払解約金	10,828,560	-
未払受託者報酬	254,419	227,052
未払委託者報酬	12,214,159	10,901,069
その他未払費用	76,245	68,072
流動負債合計	48,294,750	11,196,193
負債合計	48,294,750	11,196,193
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,780,097,704	1,327,338,130
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 62,695,589	2 210,023,070
（分配準備積立金）	79,028,253	75,927,903
元本等合計	1,842,793,293	1,117,315,060
純資産合計	1,842,793,293	1,117,315,060
負債純資産合計	1,891,088,043	1,128,511,253

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期	第4期
	自 平成27年5月19日 至 平成27年11月17日	自 平成27年11月18日 至 平成28年5月17日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	39,705,657	39,801,493
受取利息	14,921	4,522
有価証券売買等損益	127,533,859	392,128,870
その他収益	1,057	-
営業収益合計	87,812,224	352,322,855
<b>営業費用</b>		
支払利息	-	1,391
受託者報酬	254,419	227,052
委託者報酬	12,214,159	10,901,069
その他費用	76,245	68,072
営業費用合計	12,544,823	11,197,584
営業損失( )	100,357,047	363,520,439
経常損失( )	100,357,047	363,520,439
当期純損失( )	100,357,047	363,520,439
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	18,613,579	105,412,010
期首剰余金又は期首欠損金( )	210,709,011	62,695,589
剰余金増加額又は欠損金減少額	71,606,826	6,631,960
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	71,606,826	6,631,960
剰余金減少額又は欠損金増加額	112,955,413	21,242,190
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	112,955,413	21,242,190
分配金	1 24,921,367	1 -
期末剰余金又は期末欠損金( )	62,695,589	210,023,070

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第4期 自 平成27年11月18日 至 平成28年5月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第3期	第4期
	平成27年11月17日現在	平成28年5月17日現在
1. 1 期首元本額	1,878,760,135円	1,780,097,704円
期中追加設定元本額	951,038,837円	132,002,079円
期中一部解約元本額	1,049,701,268円	584,761,653円
2. 計算期間末日における受益 権の総数	1,780,097,704口	1,327,338,130口
3. 2 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は210,023,070円でありま す。

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

区 分	第3期	第4期
	自 平成27年5月19日 至 平成27年11月17日	自 平成27年11月18日 至 平成28年5月17日



1 分配金の計算過程	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（26,062,045円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（79,356,425円）及び分配準備積立金（77,887,575円）より分配対象額は183,306,045円（1万口当たり1,029.75円）であり、うち24,921,367円（1万口当たり140円）を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（21,093,898円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（63,278,527円）及び分配準備積立金（54,834,005円）より分配対象額は139,206,430円（1万口当たり1,048.76円）であり、分配を行っておりません。</p>
------------	--	--

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区 分	<p style="text-align: center;">第4期 自 平成27年11月18日 至 平成28年5月17日</p>
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。</p>

2. 金融商品の内容及びリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。</p> <p>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第4期 平成28年5月17日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等</p>

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第3期 平成27年11月17日現在	第4期 平成28年5月17日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	116,292,388	276,191,066
親投資信託受益証券	10	0
合計	116,292,378	276,191,066

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第3期 平成27年11月17日現在	第4期 平成28年5月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 平成27年11月18日 至 平成28年5月17日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第3期 平成27年11月17日現在	第4期 平成28年5月17日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0352円 (10,352円)	0.8418円 (8,418円)

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	UK HIGH DIVIDEND EQUITY FUND CAPITAL GROWTH CLASS	13,314,548.540	1,097,225,316	
投資信託受益証券 合計			1,097,225,316	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネー・マザーファンド	98,107	100,049	
親投資信託受益証券 合計			100,049	
合計			1,097,325,365	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド（資産成長クラス）」受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド（資産成長クラス）」の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) -  
**ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド**  
(適格機関投資家専用)  
2015年9月30日に終了した会計年度

## 財務諸表

### 企業情報

#### 受託会社

イリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド  
89 Nexus Way  
Camana Bay  
Grand Cayman KY1-9007  
Cayman Islands

#### 運用会社

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド  
P.O. Box 309  
Ugland House

Grand Cayman KY1-1104  
Cayman Islands

**副投資運用会社**

**大和証券投資信託委託株式会社**

GranTokyo North Tower 9-1,  
Marunouchi 1-chome  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6753  
Japan

**副投資助言会社**

**ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド**

5<sup>th</sup> Floor, 5 King William Street  
London EC4N 7AX  
United Kingdom

**報酬代行会社**

**クレディ・スイス・インターナショナル**

One Cabot Square  
London E14 4QJ  
United Kingdom

**管理会社**

**SMTファンド・サービス(アイルランド)リミテッド**

Block 5  
Harcourt Centre  
Harcourt Road  
Dublin 2  
Ireland

## 企業情報

(続き)

### 資産保管会社

スミトモ・ミツイ・トラスト(UK)リミテッド

155 Bishopsgate, 1<sup>st</sup> Floor  
London EC2M 3XU  
United Kingdom

### 独立監査人

#### KPMG

P.O. Box 493  
Century Yard  
Cricket Square  
Grand Cayman KY1-1106  
Cayman Islands

### 法律顧問



**ケイマン諸島法:**

**Maples and Calder**  
 P.O. Box 309  
 Ugland House  
 Grand Cayman KY1-1104  
 Cayman Islands

**財政状態計算書**  
 2015年9月30日現在

	注記	2015 英ポンド	2014 英ポンド
<b>資産</b>			
現金および現金同等物	6	6,402,146	10,621,337
投資有価証券(公正価値ベース)(購入費用2015: 73,389,686英ポンド)(購入費用2014: 98,634,218英 ポンド)	4,5	69,302,506	96,213,714
その他の未収金	7	148,169	279,420
<b>資産計</b>		<b>75,852,821</b>	<b>107,114,471</b>
<b>負債</b>			
スワップ取引(公正価値ベース)	4,5	386,909	897,885
先物取引(公正価値ベース)	4,5	48,180	128,640

約定未払金		-	198,302
未払償還金		551,221	1,014,119
その他の未払金	9	87,606	95,904
		<hr/>	<hr/>
<b>負債計</b>		<b>1,073,916</b>	<b>2,334,850</b>
		<hr/>	<hr/>
<b>償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の額</b>		<b>74,778,905</b>	<b>104,779,621</b>
		<hr/>	<hr/>
内訳			
<b>資産成長クラス受益証券</b>			
償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の額		英ポンド' 10,380,309	英ポンド' 16,060,685
発行済償還可能な受益証券数	8	18,860,883	28,113,557
償還可能な受益証券一口当たり純資産		英ポンド' 0.5504	英ポンド' 0.5713
		<hr/>	<hr/>
<b>ツイン クラス受益証券</b>			
償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の額		英ポンド' 64,398,596	英ポンド' 88,718,936
発行済償還可能な受益証券数	8	144,486,246	160,910,032
償還可能な受益証券一口当たり純資産		英ポンド' 0.4457	英ポンド' 0.5514
		<hr/>	<hr/>

2016年1月29日に受託会社を代表しここに承認する

Yolandé Hill

イリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド

専らダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド

(適格機関投資家専用)の受託会社としての地位において

Colin MacKay

イリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド

専らダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド

(適格機関投資家専用)の受託会社としての地位において

財務諸表に対する注記を参照してください。

## 包括利益計算書

### 2015年9月30日に終了した会計年度

	2.		3.	
	注記	2015 英ポンド		2014* 英ポンド
配当収入		4,018,044		1,296,366
利子収入		4,378		3,855
投資純損失	10	(2,732,276)		(2,171,984)
外国為替取引による為替純損失		(23,276)		(49,837)
<b>投資純利益/(損失)</b>		<b>1,266,870</b>		<b>(921,600)</b>
副投資運用会社報酬	9	335,912		112,026
報酬代行会社報酬	9	180,036		59,471

管理会社報酬	9	47,987	16,004
資産保管会社報酬	9	30,274	4,800
監査報酬		12,500	9,837
受託会社報酬	9	7,793	3,036
手数料		1,307	7,470
その他の費用		1,021	-
		<u>616,830</u>	<u>212,644</u>
<b>営業費用計</b>			
<b>税引前利益/(損失)</b>		<b>650,040</b>	<b>(1,134,244)</b>
税額控除		(422,864)	(129,032)
<b>償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の変動額</b>		<b><u>227,176</u></b>	<b><u>(1,263,276)</u></b>

\* 2014年6月2日（運用開始日）から2014年9月30日までの期間について。

財務諸表に対する注記を参照してください。

## 償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産変動計算書

## 2015年9月30日に終了した会計年度

	2015 英ポンド	2014* 英ポンド
年初/期首現在の償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産の額	104,779,621	-
償還可能な受益証券発行額	27,249,099	110,927,455
償還可能な受益証券償還額	(40,492,582)	(1,014,119)
償還可能な受益証券保有者への分配額(注記8)	(16,984,409)	(3,870,439)
償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の変動額	227,176	(1,263,276)
年末/期末現在の償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の額	<u>74,778,905</u>	<u>104,779,621</u>

\* 2014年6月2日（運用開始日）から2014年9月30日までの期間について。

財務諸表に対する注記を参照してください。

**キャッシュ・フロー計算書**  
2015年9月30日に終了した会計年度

	2015 英ポンド	2014* 英ポンド
<b>営業活動</b>		
償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の変動額	227,176	(1,263,276)
投資有価証券の購入	(19,246,405)	(100,423,081)
投資有価証券の売却による収入	45,918,141	1,665,932
スワップ取引による(支払)/受取純利息***	(2,878,357)	1,761,600
先物決済による純支払	(259,315)	(363,624)
<b>非キャッシュ項目調整</b>		
投資有価証券による実現純(利益)/損失(注10)	(1,427,204)	122,931
スワップ取引に係る実現純損失/(利益)(注10)	2,824,925	(1,761,600)
先物取引による実現純損失(注10)	259,315	363,624
投資(有価証券、スワップ、先物取引)による評価損の変動(注10)	1,075,240	3,447,029
<b>非キャッシュ営業残高純変動額</b>		
その他の未収金の減少/(増加)	131,251	(279,420)
約定未払金の(減少)/増加	(198,302)	198,302
その他の未払金の(減少)/増加	(8,298)	95,904
営業活動により得られた/(で使用した)現金純額	26,418,167	(96,435,679)
<b>財務活動</b>		
償還可能な受益証券発行による収入**	10,264,690	107,057,016
償還可能参加型受益証券の買戻し****	(40,902,048)	-

財務活動（で使用した）/により得られた現金純額	(30,637,358)	107,057,016
現金および現金同等物の純変動額	(4,219,191)	10,621,337
年初/期首時点の現金および現金同等物	10,621,337	-
年末/期末時点の現金および現金同等物	6,402,146	10,621,337
補足情報:		
受取利息	4,538	3,195
受取配当	3,726,271	1,017,606

\* 2014年6月2日（運用開始日）から2014年9月30日までの期間について。

\*\*この金額は償還可能な受益証券保有者に対して再投資された収益分配金16,984,409 (2014: 3,870,439)

英ポンド控除後の金額である。収益分配金は注記3(j)および注記8に記載の通り支払われた。

\*\*\* 正味決済額は、スワップにおける受益証券の買戻しに関連する0.2%の清算手数料、すなわち53,432ポンドを控除して表示している。

\*\*\*\* 支払った償還金は、ツイン クラス受益証券の買戻しに関連する0.2%の買戻手数料、すなわち53,432ポンドを控除して表示している。

財務諸表に対する注記を参照してください。

## 財務諸表への注記

### 2015年9月30日

#### 1. 概説

ダイワUKハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(適格機関投資家等専用)(以下「シリーズ・トラスト」という)は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)(以下「マスター・トラスト」という)に係る2013年12月2日付基本信託約款およびこれに基づく2014年4月30日付付属信託約款(以下「付属信託約款」という。以下、合わせて「信託約款」という)に即して、設立、設定された。登記上の本店所在地は、89 Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9007, Cayman Islandsである。

シリーズ・トラストは、2014年6月2日に営業を開始し、資産成長クラス受益証券とツイン クラス受益証券をそれぞれ発行した。

シリーズ・トラストは、英国の証券取引所に上場または重複上場する有価証券(以下「有価証券」「英国の有価証券」「投資対象証券」などという)からなる流動性のあるポートフォリオとして運用することにより、中長期の値上がり益と安定した収益分配を受益者にもたらすことを目的としている。

ただし、ツイン クラス受益証券については、ポートフォリオの収益力を強化するため、オプション取引戦略を実行する。オプション取引戦略には、(a)代表的な英国株価指数に連動するヨーロピアンタイプのコールオプションを売り建てるもの(以下「株式オプション・オーバーレイ」という)と、(b)日本円に対する英ポンドの為替レートに連動するヨーロピアンタイプのコールオプションを売り建てるもの(以下「為替オプション・オーバーレイ」という)の2つ(以下、合わせて「オーバーレイ」という)がある。オーバーレイ戦略は、クレディ・スイス・インターナショナル(以下「スワップ取引の相手方当事者」という)を相手方とするスワップ取引(以下「スワップ取引」という)を行うことにより、実行する。

株式オプション・オーバーレイ: ツイン クラス受益証券に帰属する取引として、株式カバードコールオプションの売り建てを、オークション方式で行う。少なくとも3社以上の市場参加者に気配を提示させる。株式オプション・オーバーレイは、英国の株価指数に連動する株式カバードコールオプションを、定期的に売り建てるものである。オプションの行使期間は約1ヵ月で、権利行使日における英国の株価指数に対する行使比率は、通常、100%である。売り建てる株式カバードコールオプションの想定元本の、ツイン クラス受益証券に帰属する純資産に対する比率は、通常、50%(株式カバー比率)である。



為替オプション・オーバーレイ: ツイン クラス受益証券に帰属する取引として、為替カバードコールオプションの売り建てを、オークション方式で行う。少なくとも3社以上の市場参加者に気配を提示させる。為替オプション・オーバーレイは、日本円に対する英ポンドの為替レートに連動する為替カバードコールオプションを、定期的に売り建てるものである。オプションの行使期間は約1ヵ月で、権利行使日における英ポンドに対する行使比率は、通常、100%である。売り建てる為替カバードコールオプションの想定元本の、ツイン クラス受益証券に帰属する純資産に対する比率は、通常、50%（為替カバー比率）である。

株式オプション・オーバーレイは、ツイン クラス受益証券の受益者が得るリターンを押し上げるような設計になっている。ちなみに、英国の株価指数に連動する株式カバードコールオプションを売り建てることから、受益者は、投資対象証券の値下がりリスクにさらされることになる。ただし、逆に投資対象証券が値上がりする場合に、生じる利益の額は、売り建てた株式カバードコールオプションの行使価格に基づく額を超えることはない。従って、英国の株価指数が上昇する場合には、ツイン クラス受益証券の運用成績は、資産成長クラス受益証券の運用成績または英国の有価証券に直接、投資した場合の投資収益に劣後することになる。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

（続き）

### 1. 概説（続き）

為替オプション・オーバーレイは、ツイン クラス受益証券の受益者のために、運用効率を改善することを目的として行う。ちなみに、日本円に対する英ポンドの為替レートに連動する為替カバードコールオプションを売り建てることから、受益者は、日本円に対する英ポンドの為替レートの値下がりリスクにさらされることになる。ただし、逆に日本円に対する英ポンドの為替レートが値上がりする場合に、生じる利益の額は、売り建てた為替カバードコールオプションの行使価格に基づく額を超えることはない。従って、英ポンドが日本円に対して

値上がりする場合には、ツイン クラス受益証券の運用成績は、資産成長クラス受益証券の運用成績または英国の有価証券に直接、投資した場合の投資収益に劣後することになる。

シリーズ・トラストが必ず利益を計上できる保証はない。シリーズ・トラストが利益を計上できなかった場合には、受益者に帰属する値上がり益や配当収入も生じず、受益証券の買取請求を行う場合の買戻し価格は、当初の取得価格に満たないことがある。さらに、シリーズ・トラストは、ポートフォリオ全体に分散投資効果をもたらさないことがある。

オーバーレイは、英国の有価証券について行う場合、およびツイン クラス受益証券の運用で行う場合には、毎月、一定額の利息収入をもたらすものと予想される。かかる利息収入は、該当する受益証券の分配日現在の所有者に分配したうえで、追加受益証券の買付けを通じてシリーズ・トラストに再投資します。

以下のそれぞれについて、半年ごとまたは毎月、利息収入が発生するものとして計算する。

- (a) 投資対象証券の発行者が支払う配当金（源泉徴収税が課せられる場合にはこれを控除した額）
- (b) 上記(a)の配当金に係る未収利息。事務代行会社が受領し、収益分配を行う日までの期間について計算する（資産成長クラス受益証券について、上記(a)と(b)を合わせて、以下「計算上の利息」という）。
- (c) ツイン クラス受益証券について、株式オプション・オーバーレイに係るプレミアム代金。なお、売り建てる株式カバードコールオプションの想定元本の額は、ツイン クラス受益証券に帰属する純資産額の半分に相当する額となる。
- (d) ツイン クラス受益証券について、為替オプション・オーバーレイに係るプレミアム代金。なお、売り建てる為替カバードコールオプションの想定元本の額は、ツイン クラス受益証券に帰属する純資産額の半分に相当する額となる（ツイン クラス受益証券について、上記(a)ないし(d)を合わせて、以下「計算上の利息」という）。

(e) それぞれの受益証券に帰属する投資元本

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 1. 概説(続き)

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(「運用会社」)は、大和証券投資信託委託株式会社(「副投資運用会社」)に対し、シリーズ・トラストの資産のうち英国の有価証券に係る部分について、一任運用を行う権限を付与している。

シリーズ・トラストの資産は、以下の金融商品による運用を行う。

(a) 英国の上場株式

(b) 英国の上場不動産投資信託

(c) 英国の上場株式を投資対象とするファンドであって、取引所に上場されているもの

(d) ロンドン証券取引所で取引されている英国の代表的な株価指数に連動する上場先物取引

(e) 現金および短期金融商品(コマーシャルペーパー、預金証書、英国債を含むがこれらに限定されない)

副投資運用会社は、通常、以下の指針に即して、シリーズ・トラストの資産を英国の有価証券で運用する。

- 英国の証券取引所に上場する有価証券の中から、時価総額および流動性を勘案して、投資ユニバー  
スを選定する。
- 投資ユニバースの中から、期待配当利回り、利益成長、財務内容などを分析して、候補銘柄を選定す  
る。
- 候補銘柄の中から、業種分散、発行体の分散、株式価値などを勘案して、投資対象銘柄を選定する。
- 投資対象銘柄での運用を行うに際しては、副投資助言会社であるダイワ・アセット・マネジメント(ヨー  
ロッパ)リミテッドの助言を受ける。
- 投資対象証券は、原則として、英ポンド建てのものとし、円ヘッジ取引を行わずに為替リスクを取る。
- 余資運用を行い、または投資対象証券への投資比率を調整するため、その投資判断に則して、上場  
デリバティブ商品(先物取引など)を利用することができる。

受託会社は、シリーズ・トラストの受託会社として、スワップ取引の相手方当事者との間で、ツイン クラス  
受益証券に帰属する取引として、オーバーレイの投資成果に連動するスワップ取引を行った。スワップ取  
引を行った日は、2014年6月2日である。スワップ取引は、英ポンド建ての取引である。(スワップ取引の契  
約期間は、スワップ取引の相手方当事者の判断で、延長されることがある。)

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 1. 概説(続き)

シリーズ・トラストは、募集要項の規定に基づいて繰上償還されない限り、最終買戻日まで存続する。最終買戻日とは、2159年6月11日または強制償還を行うこととなった日の翌営業日のいずれか早い日である。強制償還は、以下のいずれかの場合に行う。

1. 基準価額計算日における純資産額が5億円以下となる場合。運用会社は、同日または同日以降に、全ての受益者に通知して、受益証券を全て強制的に買い取る旨を決定する。
2. 受託会社と運用会社が、受益証券を全て強制的に買い取ること、または理由の如何を問わず行使期間の末日を待たずにスワップ取引を繰り上げて解消することで合意する場合（前者には、スワップ取引の行使期間の末日に受益証券を全て強制的に買い取ることを含むがこれに限定されない。）

強制償還が行われることとなる場合には、受益証券は、全て、最終買戻日に、受益証券の種類ごとに定める最終買戻価額で、買い戻される。各クラスの受益証券1口あたりの最終買戻価額は、最終買戻日（基準価額計算日でない場合は、その直前の基準価額計算日）の当該クラス受益証券1口あたりの純資産価額とする。

シリーズ・トラストの資産の運用は、ケイマン諸島の会社法（その改正法を含む）に基づいて設立された法人であるクレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッドが運用会社となって行う。クレディ・スイス・インターナショナルは、基準価額計算人として、シリーズ・トラストのために、基準価額計算業務を行う。また、報酬代行会社として、受託会社報酬、副事務代行会社手数料、資産管理手数料、販売手数料、監査報酬、および通常の運用を行う過程で生じるその他の費用など、シリーズ・トラストの日々の営業に係る手数料および経費の支払いを行う。

サービス提供事業者は、全て、シリーズ・トラストの資産から支払われる手数料を受け取る（注記9参照）。

運用会社は、クレディ・スイス証券株式会社を、日本において受益証券の販売を行う販売金融機関としている。

大和証券投資信託委託株式会社とダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドは、それぞれ副投資運用会社および副投資助言会社である。

シリーズ・トラストの受託会社は、イリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッドである。管理会社は、SMTファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッドである。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 2. 財務諸表作成の基礎

シリーズ・トラストの重要な会計方針は、以下のとおりである。

#### (a) 作成の基礎

財務諸表は、国際会計基準(IFRS)に基づいて作成された。

本シリーズ・トラストは、「投資企業」(IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第27号の修正)(2012年)(修正)を適用している。経営陣は、本シリーズ・トラストは投資企業の定義を満たすと判断した。

#### (b) 測定の基礎

作成する財務諸表には、取引目的で保有する金融資産および金融負債のうち損益を通じて公正価値を評価するものについて、その公正価値を記載する。その他の金融資産および金融負債は、償却原価で測定する。償還可能な受益証券は、償還価額をもって記載する。

### (c) 機能通貨および表示通貨

財務諸表が用いる機能通貨および表示通貨は、いずれも英ポンドとし、ケイマン諸島の現地通貨としない。シリーズ・トラストの受益証券は、日本円建てで設定され、償還されるが、シリーズ・トラストの運用は、主として英ポンド建てで行う。

### (d) 判断および見積りの利用

国際会計基準に即して財務諸表を作成する際には、重要な会計上の見積りを利用することが求められる。また、受託会社には、会計方針の選択、および財務諸表に記載する資産および負債、収入および支出ならびに計算期間の末日時点の偶発負債の価額に影響を及ぼす判断を下させ、また、見積りおよび仮定を行わせる必要がある。見積りと仮定は、過去の経験則およびその他の事項に基づいて計算する。これには、その状況下で合理的に予想される将来の見込みが含まれる。実際の結果は、見積りと異なることがある。

見積りとその前提となる仮定は、常に見直される。会計上の見積りの変更は、その期間のみに影響を及ぼす場合には、見直しが行われた期間中に、その期間だけでなく将来にも影響を及ぼす場合には、見直しが行われた期間中および将来の期間中に、それぞれ認識する。

財務諸表に記載する価額に大きな影響を及ぼす会計方針の選択に係る見積りの不確実性および重要な判断のうち、重要な分野におけるものに関する情報については、注記4および注記5を参照されたい。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 2. 財務諸表作成の基礎(続き)

(e) 公表された新しい会計基準、改訂、解釈指針のうち、2014年10月1日から始まる会計年度には効力を生じていないもので早期適用していないもの

IFRS第9号「金融商品」(2013年版)、IFRS第9号「金融商品」(2010年版)、IFRS第9号「金融商品」(2009年版)(以下合わせて「IFRS第9号」という)

IFRS第9号(2009年版)は、金融商品の分類および測定ならびに金融商品に関する現行のIAS第39号が規定する要件からの重要な変更点などを規定している。この会計基準は、金融資産の測定方法として、償却原価によるものと公正価値によるものの2つを設けている。金融資産は、契約上生ずるキャッシュ・フローであって、元本および残存元本に係る利息の支払いだけが、予め定められた日に生じるものを獲得するための資産の保有という事業目的に即して保有する場合には、償却原価を用いて測定する。その他の金融資産は、全て、公正価値を用いて測定する。新しい会計基準により、現行のIAS第39号の規定する満期保有投資、売却可能金融資産、貸付金および債権という分類は廃止される。売却以外の目的で取得した資本性金融商品については、最初の認識の際に、銘柄ごとに、公正価値の変動をその他の包括利益に含めて表示するという取消不能の選択を行うことができる。その他の包括利益とした価額は、利益または損失として計上し直すことはできない。

しかしながら、係る金融商品から生じる配当金は、元本の一部の払い戻しでない限り、その他の包括利益としてではなく、利益または損失として計上する。資本性金融商品のうち、その公正価値の変動をその他の包括利益として認識しないことを選択したものは、その公正価値の変動を利益または損失として認識する。

この会計基準は、主契約が会計基準に即して金融資産であるような組込デリバティブを区分処理しない旨、および混合金融商品は、その全体について、償却原価または公正価値のうち適切なものを用いる方法により評価する旨を規定している。

IFRS第9号(2010年版)は、金融負債の信用リスクを原因として生じる公正価値の変動を、利益または損失としてではなく、その他の包括利益の変動として認識するための公正価値オプションが選択できる金融負債の要



件を規定している。IFRS第9号(2010年版)には、上述した公正価値の変動を除くと、金融負債の分類と測定に関する解釈指針について、IAS第39号から大きな改訂は行われていない。

IFRS第9号(2013年版)は、ヘッジ会計をリスク管理とより密接に一致させるための新しい要件を規定している。

IFRS第9号の強制発効日は、2018年1月1日である。IFRS第9号の早期適用も許されているが、シリーズ・トラストでは選択していない。

シリーズ・トラストでは現在、係る会計基準を選択した場合の影響の評価手続きを実施している。なお、シリーズ・トラストの金融資産の多くは、損益を通じて公正価値を評価するものに分類されるため、この会計基準が財務諸表に大きな影響を及ぼすことはないと考えている。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 3. 重要な会計方針

シリーズ・トラストは、重要な会計方針として、以下のものを選択している。

#### (a) 金融資産および金融負債

##### (i) 分類

シリーズ・トラストは、その投資有価証券を、損益を通じて評価する金融資産と、その行う先物取引およびスワップ取引は、損益を通じて認識する金融負債と、それぞれ分類している。これらの取得または取引の実行は、主に、短期の価格変動による利益を獲得することを目的として行われる。

金融資産のうち貸付金および債権に分類されるものは、現金および現金同等物ならびにその他の未収金などで構成される。貸付金および債権とは、デリバティブ取引でない金融資産であって、固定され、または取引市場の相場価格でない形で決定される額の支払いを受けられるものである。

金融負債は、損益を通じて公正価値で評価するものを除き、実効金利法により、償却原価で測定する。金融負債は、約定未払金、未払償還金およびその他の未払金から構成される。

#### (ii) 認識

シリーズ・トラストは、金融商品取引契約の当事者となった日に、これに係る金融資産および金融負債を認識する。金融資産を定期的買い付ける場合には、取引を行った日に計上する。係る日以降に金融資産または金融負債の公正価値の変動により生じた利益または損失は、包括利益計算書に記載する。金融商品の処分により生じる実現損益は、先入先出法を用いて計算する。

#### (iii) 公正価値の測定と見積もり

損益を通じて公正価値で評価する金融資産と金融負債は、原則として、包括利益計算書に記載する取得費用と共に、公正価値で測定する。損益を通じて公正価値で評価しない金融資産と金融負債は、原則として、その取得または発行に直接要した費用と合わせた価額について、公正価値で測定する。

金融資産と金融負債のうち損益を通じて公正価値で分類するものは、全て、これを認識した後、包括利益計算書に記載した公正価値の変動を公正価値で測定する。

損益を通じて公正価値で評価しない金融資産と金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定し、評価損が生じていればこれを控除する。この方法により、これらの金融商品について、短期的または直近の公正価値を概算できると判断している。

公正価値とは、測定日の時点で、善意の第三者がアームズレングスルールに基づいて行う公知の取引により、資産であれば交換し、負債であれば履行し得る価額である。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 3. 重要な会計方針(続き)

#### (a) 金融資産および金融負債(続き)

##### (iii) 公正価値の測定と見積もり(続き)

シリーズ・トラストが所有する金融商品は、入手可能である場合には、これが活発に取引される金融商品市場における相場価格を用いて測定する。金融商品市場で活発に取引される金融資産および金融負債の公正価値は、計算期間の末日の終わりの時点の相場価格を用いて計算する。シリーズ・トラストは、2014年6月2日（業務開始日）から、IFRS第13号「公正価値測定」を選択し、金融資産と金融負債のそれぞれについて、直近の市場価格を用いてその公正価値を測定した。金融商品その他の資産であって、市場価格を入手することが必ずしも容易でないものは、受託会社が運用会社の助言を得て定める手続きに即して、誠意をもって決定する公正価値で評価する。

金融商品市場は、相場価格が容易にかつ定期的に入手できて、アームレングスルールに照らして実際かつ通常の市場取引において形成されるなら、活発な取引が行われているとみなす。活発に取引される市場とは、資産または負債の取引の頻度および取引高が十分に大きく、連続した価格情報を得ることができるような市場をいう。

シリーズ・トラストは、金融商品市場において活発な取引が行われていない場合には、評価技法を用いて公正価値を計算する。評価技法とは、善意の第三者がアームズレングスルールに基づいて行う公知の取引の結果が入手可能であるならそれを含め、実質的に同一であるその他の金融商品の直近の公正価値およびその他

の価格モデルを参照するものである。選択した評価技法は、市況情報を最大限に活用し、シリーズ・トラストに固有の見積もりにはできる限り依拠しない。市場参加者が市場価格の根拠としている全ての事項を考慮するものであり、金融商品の価格の決定方法として受け入れられている経済的な方法から構成される。評価技法が活用する市況情報には、対象となる金融商品に係る市場の期待とリスク・リターン分析の結果が相応に反映されている。シリーズ・トラストでは、評価技法の調整を行うとともに、同一の金融商品に係る公知の市場取引における価格情報を用いて、または公知の市況情報に基づいて、その有効性の検証を行っている。

**先物取引:** 先物取引とは、特定の金融商品、コモディティ、有価証券について、一方の契約当事者が売り建てを行い、他方の契約当事者が買い建てを行う価格および期日を合意するものである。建て玉のある先物取引の価額の変動は、財政状態計算書の作成日に値洗いして計算される未実現の損益として認識する。先物取引に係る未実現の損益の変動および実現損益は、包括利益計算書に記載する。

**スワップ取引:** 一般的にスワップ取引には、契約当事者の合意のうち、予め価額を定めた対象資産またはその想定元本に係る価額または利率の特定の期間に生じる変動を参照して計算する価額を交換することを約したものを表示する。資金の支払いは、通常、契約当事者間で相殺され、授受すべき価額について差金決済が行われる。そのためスワップ取引の決済のために必要となる価額は、記載される価額より大きくなり、または小さくなる。スワップ取引に係る最終的な損益は、対象となる金融商品の行使期日における行使価格により定まり、包括利益計算書に記載する。スワップ取引は、公正価値を用いて記載する。この場合の公正価値は、スワップ取引戦略の投資成果を参照して決定される。注記1および募集要項を参照されたい。スワップ取引の価額は、FTSE100種総合株価指数または英ポンドと日本円の為替レートを公正価値として計算する。ただし、ツイン クラス受益証券の受益証券1口あたりの基準価額は、直近のスワップ取引戦略の再構築日において、係る戦略に基づいて売り建てたコールオプションの想定元本の価額を公正価値として計算する。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 3. 重要な会計方針(続き)

**(a) 金融資産および金融負債(続き)***(iii) 公正価値の測定と見積もり(続き)*

投資有価証券のうち上場しているもの: その公正価値は、財政状態計算書の作成日の、知られる証券取引所における相場価格、または上場有価証券でない場合には、信頼できる証券会社または取引先から入手できるものに基づくものとし、将来の売却費用は控除しない。

有価証券の売付けにより生じる実現損益は、先入先出法を用いて計算する。未実現の損益には、保有する金融商品の計算期間の期首の価額または新たに取得した場合はその取得価額と、計算期間の期末の価額の差額を表示する。投資有価証券の実現損益および未実現の損益は、包括利益計算書に記載する。

*(iv) 認識の中止*

シリーズ・トラストは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効される場合、または金融資産そのものが移転され、係る移転がIAS第39号に即して認識の中止に係る要件を満たす場合には、金融資産の認識を中止する。同じくシリーズ・トラストは、契約において特定される債務が免責され、取り消され、または失効される場合には、金融負債の認識を中止する。

*(v) 金融商品取引の相殺*

金融資産と金融負債は、認識した価額を相殺するための強制力のある法的根拠があって、差額決済を行う予定、または金融資産の売却と金融負債の履行を同時に行う予定がある場合に限り相殺し、財政状態計算書には純額だけを記載する。金融資産と金融負債は、財政状態計算書には、相殺せずに記載する。

シリーズ・トラストは、2015年9月30日現在、スワップ取引の相手方当事者とだけ、相殺に関する包括的な合意を行っている。

**(b) 現金および現金同等物**

現金および現金同等物とは、プライムブローカーであるJPモルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーまたは副資産保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーが保管する現金等であって、満期が3ヵ月以下であるものをいう。注記6に記載のあるように、プライムブローカーに預けている現金は、先物取引に係る当初証拠金および変動証拠金に関するものである。

### (c) 外国為替取引

有価証券およびその他の資産ならびに負債のうち外国通貨建てのものは、評価日時点の英ポンド相当額を記載する。外国通貨建てで行われる投資有価証券の取得および売却、償還可能な受益証券の発行および償還、ならびに外国通貨建ての収益と費用は、取引が行われた日の時点の英ポンド相当額を記載する。

記載すべき実現為替損益のうち、外国通貨建てのその他の取引について為替レートの変動を原因として生じたものは、包括損益計算書の外国為替取引に係る純損益の項に記載する。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 3. 重要な会計方針(続き)

#### (d) 投資収益

配当収益は、権利落日ベースで、税額全額を記載する。利息収益の額は、実効金利法を用いて計算する。

#### (e) 費用

費用は、発生主義で計算し、包括利益計算書に記載する。

#### (f) 課税上の取扱い

ケイマン諸島の現行法の下では、シリーズ・トラストは、所得税、資産税、法人税、キャピタルゲイン税その他の税金を負担することはない。シリーズ・トラストは、2011年改正信託法第81条に則して、2010年2月16日から50年間、これらの税金に課すべきものがあったとしても、これを課されない旨の確約書をケイマン諸島の総督から取得している。このため、財務諸表には、税金に関する科目を記載していない。シリーズ・トラストは、その利息収益、配当収益およびキャピタルゲインについて、外国の源泉徴収税を課されることがある。

シリーズ・トラストは、現在、一部の国において、配当収益およびキャピタルゲインに（税額控除反映後の）税金を課されている。かかる配当収益およびキャピタルゲインは、包括利益計算書に税込みで記載している。税金は、包括利益計算書に別の科目を設けて表示している。2015年9月30日終了年度については、シリーズ・トラストは422,864ポンドの税額控除があった（2014年は129,032ポンド）。

シリーズ・トラストは、ケイマン諸島以外の国・地域に所在する事業体が発行する有価証券に投資を行っている。これらの国・地域の多くは、キャピタルゲイン税を非居住者にも課す内容の税法を定めており、シリーズ・トラストはそこでいう非居住者に該当する。キャピタルゲイン税の税額は、確定申告を待って決定されるものであるため、シリーズ・トラストが用いる証券会社が、相当額を源泉徴収することはない。

シリーズ・トラストは、IAS第12号「所得税」に則して、外国において生じたキャピタルゲインが原因となって外国の税法に基づく納税義務が生じる可能性が出た時点で、同地の税務当局は事実と経緯の一切を知り得るという前提で、納税義務を認識しなければならない。その際の納税予定額は、同地の税務当局に納付すると見込まれる額で測定する。同地の税法および既に適用されている税率または計算期間の末日までに適用される税率を計算に用いる。シリーズ・トラストが外国で行った投資に現行税法が適用されるかどうか明確でないことがある。この場合、シリーズ・トラストに最終的に納税義務が生じるかどうか、必ずしも明確でない。そのため、経営者は、明確ではない納税義務を測定する場合には、関連する事実と経緯のうち納付額に影響を及ぼす可能性があるもの全てを勘案する。これには、公式であると非公式であるとを問わない税務当局の慣行も含まれる。

2015年9月30日現在、受託会社は、シリーズ・トラストの財務諸表について、認識されていない税制上の優遇措置を記載する義務がないことを確認している。この確認は、受託会社による最善の見込みを示したものであ

り、外国の税務当局が、シリーズ・トラストが獲得したキャピタルゲインに税金を課すリスクは存在する。こうした課税は、事前の警告なしに、おそらく遡る形で、行われることがある。その場合には、シリーズ・トラストに損失が生じることになる。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 3. 重要な会計方針(続き)

#### (g) 償還可能な受益証券

受託会社は、基本信託約款および付属信託約款の規定に即して、受益者のために、シリーズ・トラストの資産を所有する。シリーズ・トラストは、その発行する金融商品を、発行条件の内容に即して、金融負債または資本性金融商品に分類する。シリーズ・トラストは、資産成長クラス受益証券とツイン クラス受益証券と、2種類の受益証券をそれぞれ発行している。これらの償還可能な受益証券は、償還日におけるシリーズ・トラストの純資産に対する持ち分に相当する価額の現金の支払いを求める場合およびシリーズ・トラストが清算されることとなる場合には、償還請求を行う権利を付与する。

発行者が現金その他の金融資産をもって買い戻しまたは償還を行う契約上の義務を負うような買取請求権付きの金融商品のうち、以下の条件を満たすものは、資本性金融商品に分類する。

- ・ シリーズ・トラストが清算されることとなる場合に、その所有者に対し、シリーズ・トラストの純資産を持ち分に応じて共有する権利を付与するもの。
- ・ 金融商品の資産クラスの1つであって、他の資産クラスの全てに劣後するもの。
- ・ 他の資産クラスの全てに劣後する資産クラスの金融商品として、その全てが同一の性質を備えていること。



・ 発行者であるシリーズ・トラストが現金その他の金融資産をもって買い戻しまたは償還を行う契約上の義務を負うほか、負債に分類されるべきその他の金融商品としての性質を一切備えていないこと。

・ 生じると見込まれるキャッシュ・フローの総額のうち、金融商品に起因してその存続期間を通じて生じるものの額は、主として、その間に生じる損益、認識した純資産の価額の変動、または認識したと否を問わないシリーズ・トラストの純資産の価額の変動から計算すること。

シリーズ・トラストは、その各資産クラスが同一の性質を備えていないため、上記の条件は満たさず、その償還可能な受益証券は、金融負債に分類されている。

償還可能な受益証券は、いつでも、シリーズ・トラストの純資産に対する持分に相当する額の現金と引き換えに、償還することができる。償却可能な受益証券は、財政状態計算書の作成日に、受益者がシリーズ・トラストに対し償還請求権を行使した場合に代わりに受け取る償還価額で記載する。

償還可能な受益証券は、発行または償還の時点のシリーズ・トラストの受益証券1口あたり純資産価額に基づいて、発行され、償還される。シリーズ・トラストの受益証券1口あたり純資産価額は、受益証券の資産クラスごとに、受益者に帰属する純資産の価額を、発行済み受益証券の数で除して求める。詳細について注記8を参照されたい。

#### (h) 約定未収金および約定未払金

約定未収金および約定未払金には、売却または取得した投資有価証券のうち、財政状態計算書の作成日の時点で受け渡しを終えていないものを表示する。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 3. 重要な会計方針(続き)

**(i) 未払償還金**

未払償還金には、償還された受益証券に係る償還代金のうち、財政状態計算書の作成日の時点で受け渡しを終えていないものを表示する。

**(j) 収益分配金**

シリーズ・トラストの現在の方針では、資産成長クラス受益証券については半年ごとに、ツイン クラス受益証券については毎月、分配金を支払うこととしている。収益分配金は、源泉徴収税額および収益分配に際して負担すべきその他の価額を控除して支払う。ただし、収益分配の実施を宣言しても、受益者に対する現実の収益分配を行わずに、同一の資産クラスの受益証券への再投資に充てることとする。

運用会社は、その判断に基づいて、収益分配日ごとに、収益分配金の額を決定する。決定に際しては、資産クラスごとに、受益証券1口あたりのキャピタルゲインの額その他の事項を勘案する。運用会社は、必要であると判断する場合には、特定クラスの受益証券について、特定の月または半期の収益分配を行わないと選択できる。運用会社が係る選択を行う場合には、特定の資産クラスの受益証券の前月の運用成績がマイナスである場合、または係る選択を行うことが妥当であると判断できる程度に劣後する場合に、その判断に基づいて選択することが含まれるが、これに限定されない。

2015年9月30日に終了する会計年度あるいは2014年9月30日に終了する計算期間に宣言され、再投資された収益分配金は、以下のとおりである。

	2015	2014
	英ポンド	英ポンド
ツイン クラス受益証券	16,469,487	3,870,439
資産成長受益証券	514,922	-
	16,984,409	3,870,439

**(k) 免責**

受託会社と運用会社は、シリーズ・トラストのために、幾つかの契約の当事者となるが、係る契約には様々な免責条項が設けられている。そのため、これらの契約に基づくシリーズ・トラストの責任の範囲を明らかにすることができない。しかしながら、シリーズ・トラストがこれまでに係る契約に基づく損害賠償請求を受けたことはなく、将来もその可能性は極めて少ないと考えられる。

**財務諸表への注記**

2015年9月30日

(続き)

**4. 公正価値の測定**

シリーズ・トラストは、公正価値の測定結果を、測定に用いるデータの有意性に応じた公正価値の階層ごとに分けている。公正価値の階層は、以下のとおりに分かれる。

対象となる資産または負債の、活発に取引される市場における相場価格(修正前)(レベル1)

対象となる資産または負債の観測できる価格(レベル1に掲げる相場価格を除く)であって、価格そのものをデータとするもの、または価格から計算される値をデータとするもの(レベル2)

対象となる資産または負債に関するデータで、観測できる価格に基づかないもの(例:観測できないデータ)(レベル3)

公正価値の測定に用いた有意なデータのうち、最下位の階層に分類されるものに基づいて、全体の公正価値の測定結果をいずれの階層に分類するかを決定する。そのため、個々のデータの有意性が、全体の公正価値の測定結果に影響を及ぼすことになる。公正価値の測定結果が観測できる価格をデータとしていても、その価格が観測できないデータに基づく有意な修正を要するものであるなら、係る測定結果はレベル3に分類

されることになる。特定のデータが全体の公正価値の測定結果に有意な影響を及ぼすかどうか、対象となる資産または負債に固有の事項を勘案しながら判断する。

何をもって「観測できる」とするのか、シリーズ・トラストの判断を要する。シリーズ・トラストは、市場価格のうち、入手することが容易で、定期的に配信または更新され、信頼できて検証可能であり、自社の財産でなく、対象となる市場に積極的に関与している第三者が提供するものをもって、観測できるデータとしている。

#### 公正価値で測定する金融商品

下の表およびその説明は、2015年および2014年の9月30日現在の公正価値を測定する金融商品について、その公正価値の測定結果がどの公正価値の階層に分類されるのかを分析するものである。

2015	レベル1 英ポンド	レベル2 英ポンド	レベル3 英ポンド	合計 英ポンド
<b>損益を通じて公正価値で 評価する金融資産</b>				
投資有価証券	69,302,506	-	-	69,302,506
	<u>69,302,506</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>69,302,506</u>
<b>損益を通じて公正価値で 評価する金融負債</b>				
スワップ取引	-	386,909	-	386,909
先物取引	48,180	-	-	48,180
	<u>48,180</u>	<u>386,909</u>	<u>-</u>	<u>435,089</u>

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

## 4. 公正価値の測定(続き)

## 公正価値で測定する金融商品(続き)

2014	レベル1 英ポンド	レベル2 英ポンド	レベル3 英ポンド	合計 英ポンド
<b>損益を通じて公正価値で 評価する金融資産</b>				
投資有価証券	96,213,714	-	-	96,213,714
	<u>96,213,714</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>96,213,714</u>
<b>損益を通じて公正価値で 評価する金融負債</b>				
スワップ取引	-	897,885	-	897,885
先物取引	128,640	-	-	128,640
	<u>128,640</u>	<u>897,885</u>	<u>-</u>	<u>1,026,525</u>

スワップ取引は、注記3(a)で説明する会計方針に即して、評価する。観測できる市場データに基づいてスワップ取引の公正価値を測定するため、十分な情報を入手することができる。しかしながら、推定した価額が、近

い将来において最終的に実現するだろう価額と著しく相違し、その相違が重要な意味を持つ可能性は存在する。

2015年9月30日に終了した会計年度内、あるいは2014年6月2日(業務開始日)から2014年9月30日までの間に、3つの階層の間で分類先を変更したものはない。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 4. 公正価値の測定(続き)

#### 公正価値で測定しない金融商品

損益を通じて公正価値で測定しない金融商品とは、簿価をもって公正価額とみなす短期金融資産および短期金融負債である。下の表は、公正価値を測定しない金融商品の公正価値を列挙したものであり、それがどの公正価値の階層に分類されるのかを分析するものである。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
2015				
	英ポンド	英ポンド	英ポンド	英ポンド
<b>資産</b>				
現金および現金同等物	6,402,146	-	-	6,402,146
その他の未収金	-	148,169	-	148,169
	<u>6,402,146</u>	<u>148,169</u>	<u>-</u>	<u>6,550,315</u>

**負債**

未払償還金	-	551,221	-	551,221
その他の未払金	-	87,606	-	87,606
償還可能参加型受益証券 保有者に帰属する純資産 の額	74,778,905	-	-	74,778,905
	<u>74,778,905</u>	<u>638,827</u>	<u>-</u>	<u>75,417,732</u>

2014

**資産**

現金および現金同等物	10,621,337	-	-	10,621,337
その他の未収金	-	279,420	-	279,420
	<u>10,621,337</u>	<u>279,420</u>	<u>-</u>	<u>10,900,757</u>

**負債**

約定未払金	-	198,302	-	198,302
未払償還金	-	1,014,119	-	1,014,119
その他の未払金	-	95,904	-	95,904
償還可能参加型受益証 券保有者に帰属する純 資産の額	104,779,621	-	-	104,779,621
	<u>104,779,621</u>	<u>1,308,325</u>	<u>-</u>	<u>106,087,946</u>

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

（続き）

### 5. 金融リスクの管理

シリーズ・トラストの投資有価証券は、ロンドン証券取引所に上場する有価証券、先物取引およびスワップ取引から構成される。シリーズ・トラストが行う投資は、金融商品およびその投資対象となる市場に関連する様々なリスクを伴う。シリーズ・トラストが負担する金融リスクのうち最も重要なものは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクである。財政状態計算書の作成日の金融商品の残高の性質と範囲、およびシリーズ・トラストが採用するリスク管理方針を以下に説明する。

#### (a) 市場リスク

市場リスクとは、損失および利益が生じる可能性を具体的に計算するものであり、価格リスク、金利リスク、為替リスクなどがある。

投資リスクの管理に係るシリーズ・トラストの戦略は、投資対象ごとに定められている。シリーズ・トラストは、2つの資産クラスに係る受益証券を発行して得た資金の全てを株式に投資することにより、さらにツイン クラス受益証券の場合はスワップ取引も行うことにより、受益者に対して投資対象への投資機会を提供することを目的としている。運用会社は、定期的にその取締役会を開催して、基準価額計算人の運用管理および法令等遵守の状況を報告している。

運用会社は、シリーズ・トラストの投資目的および投資戦略に即して運用管理を行う。その際、シリーズ・トラストの資産がその投資制限に抵触する形で利用され、または投資に用い



られることのないように、必要かつ経済合理性のある手順が取られていることを確認する。運用会社は、予め策定し、定期的に更新する投資指針に即して、運用管理を行う。運用会社は、受託会社に対し、運用管理上の決定、および非常事態が生じた結果、または非常事態が生じた際取るべき運用管理上の行為について、助言を行う。

シリーズ・トラストは、市場における価格変動リスクを管理するため、その投資対象証券について、分散投資を行う。シリーズ・トラストは、主としてボトムアップ式の投資判断に基づいて、事業の成長と収益性が期待できる有価証券を選別して投資する。

#### (i) 価格リスク

価格リスクとは、市場価格の変動にともなって投資対象証券の価額が変動するリスクをいう。市場価格の変動は、投資戦略の固有の要因による場合もあれば、その市場で取引される全ての金融商品に影響を及ぼすような要因による場合もある。

シリーズ・トラストの投資対象証券である有価証券、先物取引およびスワップ取引は、公正価値で記載し、その変動を包括利益計算書において認識する。そのため、市況の変動は全て、2つの資産クラスの償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の価額に直接の影響を及ぼすことになる。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 5. 金融リスクの管理(続き)

#### (a) 市場リスク(続き)

## (i) 価格リスク(続き)

株式に係る価格リスクは、シリーズ・トラストが様々な業種の有価証券に分散投資するポートフォリオを構築することにより、低減されている。さらに、価格リスクは、デリバティブ取引である先物取引を行うことにより、ヘッジされる。

2015年9月30日時点で当戦略が保有していた有価証券の市場価格を仮に1%引き上げた場合、償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の価額は、693,025英ポンド(0.93%)上昇する(2014年は962,137ポンド(0.92%))。市場価格の1%の下落は、同じ金額だけ純資産の価額を下落させることになる。この計算では、スワップの変動による影響を考慮に入れていない。

下の表は、2015年および2014年の9月30日現在のシリーズ・トラストの投資対象証券について、集中投資の状況を示したものである。

	2015 英ポンド 純資産比率 (%)	2014 英ポンド 純資産比率 (%)
上場株式(バミューダ分)	0.37	0.37
上場株式(チャンネル諸島のジャージー島分)	6.80	5.08
上場株式(スペイン分)	0.74	0.35
上場株式(英国分)	84.77	86.03
スワップ取引(英国分)	(0.52)	(0.86)
先物取引(英国分)	(0.06)	(0.12)
	<hr/>	<hr/>
	<b>92.10</b>	<b>90.85</b>
	<hr/>	<hr/>

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

## 5. 金融リスクの管理(続き)

## (a) 市場リスク(続き)

## (i) 価格リスク(続き)

副投資運用会社は、先物取引、スワップ取引および株式について、取引先および業種ごとに、集中投資リスクを監視している。シリーズ・トラストは、以下の業種に対して、集中投資を行っている。

	2015	2014
	英債券	英債券
	純資産比率	純資産比率
	(%)	(%)
<b>投資対象証券のうち上場株式</b>		
銀行業、保険業、金融業	27.47	25.02
公益事業	3.73	3.29
石油、ガス業、鉱業	14.79	24.55
エンジニアリング業、建設業、情報・通信業および 製造業	13.58	12.88
食料品、飲料品、小売業	9.25	7.05
医薬品	10.81	11.08
その他	21.00	17.21
<b>スワップ取引</b>	(0.56)	(0.94)
<b>先物取引</b>	(0.07)	(0.14)

100.00100.00

先物取引の相手方当事者、スワップ取引の相手方当事者および資産保管会社に対する与信額は、財政状態計算書の作成日の時点で償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産に対する比率で、それぞれ、0.06%、0.52%、92.68% (2014: 0.12%、0.86%、91.82%) となっている。

以下の株式の発行体に対する投資額は、2015年および2014年の9月30日現在、償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産に対する比率が5%を超えている。

投資有価証券	2015	2014
	英ポンド 純資産比率 (%)	英ポンド 純資産比率 (%)
BP Plc	-	5.96
HSBC Holdings Plc	5.07	5.44
Royal Dutch Shell A	-	7.34
	<u>5.07</u>	<u>18.74</u>

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 5. 金融リスクの管理(続き)

#### (a) 市場リスク(続き)

## (ii) 金利リスク

満期が3ヵ月を超えない変動金利商品で運用する現金および現金同等物を除くと、シリーズ・トラストのその他の金融資産と金融負債の多くは、無利子である。有利子の金融資産は、短期すなわち12ヵ月を超えない期間に満期を迎え、または取引が更改される。したがって、シリーズ・トラストが市中金利の水準の変動に応じて負担する金利リスクは、その公正価値に比べて限定されている。

財政状態計算書の作成日の時点の金利が1%上昇すれば、償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の価額は、2015年9月30日に終わる会計年度について、64,021英ポンド(2014: 106,213英ポンド)上昇することになる。金利の1%の下落は、同じ金額だけ純資産の価額を下落させることになる。

上記の百分率の変動は、市中金利の変動に関する合理的な見積もりに基づくものである。

下および裏面の表は、2015年および2014年の9月30日現在のシリーズ・トラストの金利リスクの負担の状況を示したものである。公正価値で表示したシリーズ・トラストの資産および負債を、契約の更改日または満期日のいずれか早い方に応じて区分した。

	3ヶ月未 満	無利息	4.	5.	合計
	英ポンド	英ポンド	6.	7.	英ポンド
2015 資産					
現金 およ び現 金同 等物	6,402,146	-			6,402,146

投資 有価 証券 （公 正価 値 べ ー ス）	-	69,302,506		69,302,506
その 他の 未収 金	-	148,169		148,169
<b>資産 計</b>	<b>6,402,146</b>	<b>69,450,675</b>		<b>75,852,821</b>
負債 ス ワッ プ取 引 （公 正価 値 べ ー ス）	-	386,909		386,909

先物取引 (公正価値ベース)	-	48,180	48,180
未払償還金	-	551,221	551,221
その他の未払金	-	87,606	87,606
<b>負債計</b>	<b>-</b>	<b>1,073,916</b>	<b>1,073,916</b>
<b>金利感応度比率計</b>	<b>6,402,146</b>		

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

## 5. 金融リスクの管理(続き)

(a) 市場リスク(続き)

(ii) 金利リスク(続き)

	3ヶ月未満	無利息	8.	9.	合計
			10.	11.	
2014	英ポンド	英ポンド			英ポンド
資産					
現金					
および現					
金同					
等物	10,621,337	-			10,621,337
投資					
有価					
証券					
(公					
正価					
値					
べー					
ス)	-	96,213,714			96,213,714



その 他の 未収 金	-	279,420	279,420
<b>資産</b>			
<b>計</b>	<b>10,621,337</b>	<b>96,493,134</b>	<b>107,114,471</b>
<b>負債</b>			
ス ワッ プ取 引 (公 正価 値 ベー ス)	-	897,885	897,885
先物 取引 (公 正価 値 ベー ス)	-	128,640	128,640
約定 未払 金	-	198,302	198,302

未払 償還 金	-	1,014,119	1,014,119
その 他の 未払 金	-	95,904	95,904
<b>負債 計</b>	<b>-</b>	<b>2,334,850</b>	<b>2,334,850</b>
<b>金利 感応 度比 率計</b>	<b>10,621,337</b>		

**(iii) 為替リスク**

シリーズ・トラストは、機能通貨以外の通貨建ての金融商品に投資し、金融商品取引を行うことがある。その結果、シリーズ・トラストは、機能通貨のその他の通貨に対する交換比率の変動が、その資産または負債のうち機能通貨である英ポンドを含む様々な通貨建ての部分の価額にマイナスの影響を及ぼすリスクを負担することになる。受益証券の価額は、その目的を問わず円で計算し支払われるため、シリーズ・トラストは英ポンド・円の為替レートの変動リスクにさらされている。

ツイン クラス受益証券については、日本円に対する英ポンドの為替レートに連動する為替カバードコールオプションを売り建てることから、受益者は、日本円に対する英ポンドの為替レートの値下がりリスクにさらされることになる。ただし、逆に日本円に対する英ポンドの為替レートが値上がりする場合に、生じる利益の額は、売り建てた為替カバードコールオプションの行使価格に基づく額を超えることはない。従って、

英ポンドが日本円に対して値上がりする場合には、ツイン クラス受益証券の運用成績は、資産成長クラス受益証券の運用成績または英国の有価証券に直接、投資した場合の投資収益に劣後することになる。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 5. 金融リスクの管理(続き)

(a) 市場リスク(続き)

(iii) 為替リスク(続き)

下および裏面の表は、2015年および2014年9月30日現在のシリーズ・トラストの為替リスクの負担の状況を英ポンド建てで示したものである。

2015	日本円 英ポンド	英ポンド 英ポンド	米ドル 英ポンド	総額 英ポンド
<b>資産</b>				
現金および現金同等物	3,751	6,398,395	-	6,402,146
投資有価証券(公正価値 ベース)	-	69,302,506	-	69,302,506
その他の未収金	-	148,169	-	148,169
	<u>3,751</u>	<u>75,849,070</u>	<u>-</u>	<u>75,852,821</u>

**負債**

スワップ取引(公正価値 ベース)	-	386,909	-	386,909
先物取引(公正価値ベー ス)	-	48,180	-	48,180
未払償還金	551,221	-	-	551,221
その他の未払金	58,734	4,038	24,834	87,606
償還可能な受益証券の 所有者に帰属する純資 産の額	74,778,905	-	-	74,778,905
	<u>75,388,860</u>	<u>439,127</u>	<u>24,834</u>	<u>75,852,821</u>

2014

**資産**

現金および現金同等物	1,014,131	9,607,206	-	10,621,337
投資有価証券(公正価値 ベース)	-	96,213,714	-	96,213,714
その他の未収金	-	279,420	-	279,420
	<u>1,014,131</u>	<u>106,100,340</u>	<u>-</u>	<u>107,114,471</u>

**財務諸表への注記**

2015年9月30日

(続き)

## 5. 金融リスクの管理(続き)

## (a) 市場リスク(続き)

## (iii) 為替リスク(続き)

2014(続き)	日本円 英ポンド	英ポンド 英ポンド	米ドル 英ポンド	総額 英ポンド
<b>負債</b>				
スワップ取引(公正価値 ベース)	-	897,885	-	897,885
先物取引(公正価値ペー ス)	-	128,640	-	128,640
約定未払金	-	198,302	-	198,302
未払償還金	1,014,119	-	-	1,014,119
その他の未払金	77,366	5,665	12,873	95,904
償還可能な受益証券の所 有者に帰属する純資産の 額	104,779,621	-	-	104,779,621
	<u>105,871,106</u>	<u>1,230,492</u>	<u>12,873</u>	<u>107,114,471</u>

2015年9月30日現在の金融資産および金融負債に係る為替リスクの純負担額(純資産を含む)は、

75,409,943英ポンド(2014: 104,869,848英ポンド)である。同じ日に、償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産に係るその他の変数が変わらないまま、英ポンドだけがその他の全ての通貨に対して5%値上がりすれば、包括利益計算書に記載した純資産の変動額は、3,770,497英ポンド(2014: 5,243,492英ポンド)だ

け増加することになる。英ポンドの5%の値下がり、その他の変数が変わらないなら、同じ金額だけ変動額を減少させることになる。

#### (b) 信用リスク

信用リスクは、シリーズ・トラストが行う金融商品取引の相手方当事者が債務不履行または契約不履行となるリスクをいう。金融資産の簿価は、2015年9月30日現在の信用リスクの最大額を示すものである。

信用リスクは、予め承認された証券会社および信頼できるその他の金融機関を相手方として取引することにより、軽減されている。また、シリーズ・トラストの金融資産は、信頼できる取引先金融機関のうち予め承認された者が保管している。上場有価証券に係る取引は、予め承認された証券会社との間で、証券資金同時受渡により決済する。買付時の資金の支払いは、証券会社が有価証券の引き渡しを受けた後に行う。取引当事者のいずれかが債務不履行となる場合には、取引は成立しない。シリーズ・トラストは、取引先に対する与信について、集中リスクを計算している。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 5. 金融リスクの管理(続き)

#### (b) 信用リスク(続き)

シリーズ・トラストが所有する株式は、全て、資産保管会社が保管している。先物取引は、信頼できる取引先であるJPモルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーと、スワップ取引は、クレディ・スイス・インターナショナルと、それぞれ行っている。資産保管会社の破産または倒産は、その保管する投資有価証券ならびに現金および現金同等物に対するシリーズ・トラストの権利の行使に遅れを生じさせ、または制限することになる。シリーズ・ト

ラストは、資産保管会社および先物取引ならびにスワップ取引の相手方当事者について、その信用力、財政状態および格付けを監視することにより、その負担する信用リスクの状況を監視している。これらの相手方取引当事者の信用格付けを考慮して、与信の水準を適正な水準に留めることとしている。

#### 金融商品取引の相殺

金融資産と金融負債は、認識した価額を相殺するための強制力のある法的根拠が現にあって、差額決済を行う予定、または金融資産の売却と金融負債の履行を同時に行う予定がある場合に限り相殺し、財政状態計算書には純額だけを記載する。

先物取引およびスワップ取引は、全て、それぞれの相手方当事者で行う。その残高は、以下および裏面に説明するとおり、財務諸表には、必要に応じて、総額または純額で表示する。

下および裏面の表は、シリーズ・トラストの金融資産および金融負債のうち、相殺契約、強制力を有する基本ネットティング契約または類似するその他の契約に付されるものを示したものである。

2015 デリバティブ取 引に係る負債	認識した 負債の総 額		財政状態 計算書で 相殺された 認識した資 産の総額		財政状態計算書 に記載した負債の 純額
	英ポンド	(386,909)	英ポンド	-	
スワップ取引	英ポンド	(386,909)	英ポンド	-	英ポンド (386,909)
先物取引		(48,180)		-	(48,180)
	<b>英ポンド</b>	<b>(435,089)</b>	<b>英ポンド</b>	<b>-</b>	<b>英ポンド (435,089)</b>

デリバ ティブ負 債	取引の相手 方当事者	財政状態 計算書に 記載され た負債の 純額	金融商 品取引	差入 証拠 金	純額
スワップ 取引	Credit Suisse International	英ポ ン ド (386,909)	英ポ ン ド -	英ポ ン ド -	英ポ ン ド (386,909)
先物取 引	JP Morgan Securities Plc	(48,180)	-	-	(48,180)
		<b>英ポ ン ド (435,089)</b>	<b>英ポ ン ド -</b>	<b>英ポ ン ド -</b>	<b>英ポ ン ド (435,089)</b>

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 5. 金融リスクの管理(続き)

#### (b) 信用リスク(続き)

#### 金融商品取引の相殺(続き)

2014

デリバティブ取引に  
係る負債

認識した負債  
の総額

財政状態計算  
書で相殺され  
た認識した資  
産の総額

財政状態計算書  
に記載した負債  
の純額



スワップ取引	英ポンド	(897,885)	英ポンド	-	英ポンド	(897,885)
先物取引		(128,640)		-		(128,640)
	<b>英ポンド</b>	<b>(1,026,525)</b>	<b>英ポンド</b>	<b>-</b>	<b>英ポンド</b>	<b>(1,026,525)</b>

デリバティブ負債	取引の相手方当事者	財政状態 計算書に 記載された 負債の純 額	金融商 品取引	差入 証拠 金	純額
スワップ取引	Credit Suisse International JP Morgan	英ポンド (897,885)	英ポンド -	英ポンド -	英ポンド (897,885)
先物取引	Securities Plc	(128,640)	-	-	(128,640)
		<b>英ポンド (1,026,525)</b>	<b>英ポンド -</b>	<b>英ポンド -</b>	<b>英ポンド (1,026,525)</b>

## (c) 流動性リスク

流動性リスクとは、価格変動率が上昇し、財務的に圧迫されるような状況下で、シリーズ・トラストがその保有資産の規模の調整または再調整を妥当な価格で行うことができなくなる可能性をいう。

シリーズ・トラストは、日々の追加設定および受益証券の解約を前提に設立されているので、常に、受益者の償還請求について流動性リスクを負担している。

ただし、シリーズ・トラストの投資対象証券は、全て、ロンドン証券取引所に上場されているので、容易に換金することができる判断される。

運用会社は、シリーズ・トラストの方針に即して、その流動資産の状況を毎日、監視している。償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産を含むその他の金融負債の契約上の満期は、3ヵ月を超えない。

また、償還可能な受益証券は、受益者が希望すれば、直ちに償還される。しかしながら、受託会社は、実際のキャッシュ・フローがこの開示された契約上の満期のとおりになるとは考えていない。受益証券の所有者は、通常、これを中長期にわたって所有するからである。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 5. 金融リスクの管理(続き)

#### (d) 投資戦略リスク

ツイン クラス受益証券の資産で行う株式オプション・オーバーレイは、コールオプションを、スワップ取引戦略の再構築日ごとに売り建てるものである。原資産である英国の株価指数に対する行使比率は、通常、100%である。株式市況が大きく上昇する局面では、原資産である英国の株価指数も上昇する。この場合、ツイン クラス受益証券の運用成績は、原資産の有価証券に直接、投資した場合の投資収益に劣後することになる。

株式オプション・オーバーレイは、ツイン クラス受益証券の受益者が得るリターンを押し上げるような設計になっている。ちなみに、英国の株価指数に連動する株式カバードコールオプションを売り建てることから、受益者は、投資対象証券の値下がりリスクにさらされることになる。ただし、逆に投資対象証券が値上がりする場合に、生じる利益の額は、売り建てた株式カバードコールオプションの行使価格に基づく額を超えることはない。従って、英国の株価指数が上昇する場合には、ツイン クラス受益証

券の運用成績は、資産成長クラス受益証券の運用成績または英国の有価証券に直接、投資した場合の投資収益に劣後することになる。

ツイン クラス受益証券の資産で行う為替オプション・オーバーレイは、コールオプションを、スワップ取引戦略の再構築日ごとに売り建てるものである。原資産である日本円に対する英ポンドの為替レートに対する行使比率は、通常、100%である。英ポンドが大きく上昇する局面では、原資産である日本円に対する英ポンドの為替レートも上昇する。この場合、ツイン クラス受益証券の運用成績は、資産成長クラス受益証券に投資した場合、または英国の有価証券に直接、投資した場合の投資収益に劣後することになる。

為替オプション・オーバーレイは、ツイン クラス受益証券の受益者のために、運用効率を改善することを目的として行う。ちなみに、日本円に対する英ポンドの為替レートに連動する為替カバードコールオプションを売り建てることから、受益者は、日本円に対する英ポンドの為替レートの値下がりのリスクにさらされることになる。ただし、逆に日本円に対する英ポンドの為替レートが値上がりする場合に、生じる利益の額は、売り建てた為替カバードコールオプションの行使価格に基づく額を超えることはない。従って、英ポンドが日本円に対して値上がりする場合には、ツイン クラス受益証券の運用成績は、資産成長クラス受益証券の運用成績または英国の有価証券に直接、投資した場合の投資収益に劣後することになる。

シリーズ・トラストが必ず利益を計上できる保証はない。シリーズ・トラストが利益を計上できなかった場合には、受益者に帰属する値上がり益や配当収入も生じず、受益証券の買取請求を行う場合の買戻し価格は、当初の取得価格に満たないことがある。さらに、シリーズ・トラストは、ポートフォリオ全体に分散投資効果をもたらさないことがある。

#### (e) スワップ取引

シリーズ・トラストは、予め計画したとおりにスワップ取引を行う。このとき、スワップ取引の価額は、ツイン クラス受益証券の資産で行うオーバーレイの投資成果に連動する(注記1を参照されたい)。価額の変動は、未実現損益として記載する(注記10を参照されたい)。シリーズ・トラストは、行使期間の末日に、相手方当事者から原資産の有価証券の価額に基づいて計算される現金を受け取り、実現損益として記載する。スワップ取引は、信用リスク、取引先リスク、金利リスクなど、様々なリスクを伴う。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

## 5. 金融リスクの管理(続き)

## (e) スワップ取引(続き)

オーバーレイは、ツイン クラス受益証券の受益者のために、運用効率を改善することを目的として行う。日本円に対する英ポンドの為替レートに連動する為替カバードコールオプションを売り建てることから、受益者は、日本円に対する英ポンドの為替レートの値下がりのリスクにさらされることになる。ただし、逆に日本円に対する英ポンドの為替レートが値上がりする場合に、生じる利益の額は、売り建てた為替カバードコールオプションの行使価格に基づく額を超えることはない。従って、英ポンドが日本円に対して値上がりする場合には、ツイン クラス受益証券の運用成績は、FTSE100種総合株式指数に直接、投資した場合の投資収益よりも劣後することになる。

2015年9月30日現在のスワップ取引評価損益(純資産比 0.52%) (2014:(純資産比 0.86%))

2015	取引の相手方				
対象とする戦略	行使期限	当事者	想定元本	公正価値	評価損
英国の株価指数および日本円に対する英ポンドの為替レートに係るオーバーレイに連動するオプション取引(注記1を参照されたい)	(注)	Credit Suisse International	英ポンド 65,466,898	英ポンド (386,909)	英ポンド (386,909)

2014						
対象とする戦略	行使期限	取引の相手方		想定元本	公正価値	評価損
		当事者				
英国の株価指数および 日本円に対する英ポ ンドの為替レートに係 るオーバーレイに連動す るオプション取引(注記 1を参照されたい)	(注)	Credit Suisse International		英ポンド 89,546,750	英ポンド (897,885)	英ポンド (897,885)

(注) 予め計画したとおりに行うスワップ取引の行使期間の末日は、適宜、ロールオーバーを促す通知により指定される。

(f) 先物取引

2015年9月30日現在の先物取引評価損益(純資産比 0.06%)(2014:(純資産比 0.12%))

2015					
対象資産	行使期限	取引の相手方当事者	数量	公正価値	評価損
FTSE 100 Index (Britain)	2015年12月	JP Morgan Securities Plc	44	英ポンド (48,180)	英ポンド (48,180)

2014					
対象資産	行使期限	取引の相手方当事者	数量	公正価値	評価損
FTSE 100 Index (Britain)	2014年12月	JP Morgan Securities Plc	64	英ポンド (128,640)	英ポンド (128,640)

# 財務諸表への注記

## 2015年9月30日

（続き）

### 5. 金融リスクの管理(続き)

#### (g) リスクの管理

シリーズ・トラストの運用担当者は、リスク管理システムと専門家の支援を得ている。保有資産の全てとその定量リスク評価の結果について、定期的に報告を受けている。受益証券の取得を検討する投資家は、リスク管理システムが、リスクを未然に回避するためのものではなく、運用会社が構築するリスク管理態勢(ストップウィン注文、ストップロス注文、シャープレシオ、ロスリミット注文、バリューアットリスクおよび既知または未知のその他のリスク管理手法など)が必ず初期の目的を達して、多額の損失の発生を回避し、または軽減する保証が何ら無いことを理解しておく必要がある。リスク管理システムやリスク管理手法、あるいは価格モデルが、将来の金融商品市場における投資有価証券の価格形成につながる取引様式または取引の方法を正確に予測するものであるという保証は、何ら無い。

#### (h) 資本リスクの管理

シリーズ・トラストの資本とは、償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産をいう。償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の価額は、毎日、大きく変動することがある。シリーズ・トラストが、日々の追加設定および受益証券の解約を前提に設立されているためである。シリーズ・トラストは、その行う資本の管理について、継続企業として、受益者には投資成果を、その他のステークホルダーには取引機会をそれぞれ継続して提供する能力を維持すること、およびシリーズ・トラストの投資行動の拡大発展の裏付けとなる強固な資本力を維持することを目的としている。シリーズ・トラストは、その資本構成を維持し、調整するため、以下の措置を講ずることを方針としている。

毎日の追加設定および解約の状況を流動資産の状況と合わせて監視し、シリーズ・トラストが償還可能な受益証券の所有者に支払う収益分配金の価額を調整すること。

シリーズ・トラストの定款の規定に即して、受益証券の解約および追加設定を行うこと。

受託会社と運用会社は、償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の価額に照らして、資本の状況を監視している。

(i) 資産保管会社リスク

受託会社または運用会社のいずれも、シリーズ・トラストの投資対象証券の全てについて、資産保管業務を行うことはない。資産保管会社、またはその他の銀行あるいは証券会社であって資産保管会社として選定された者は、倒産することがある。その場合、シリーズ・トラストは、資産保管会社が保管していた現金または有価証券の一部または全部を失うことがある。

(j) 免責リスク

受託会社、運用会社、管理会社、資産保管会社およびその他の当事者ならびにその代理人、取締役、執行役、職員および関係会社は、特定の状況の下で、シリーズ・トラストの財産から損害を補填される権利を有している。これにより、受益証券1口あたりの純資産価額が減少することがある。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 5. 金融リスクの管理(続き)

(k) 取引先リスクおよび仲介者リスク

運用会社またはその外部委託先が取引し、またはシリーズ・トラストの取引口座を開設して投資を行う銀行および証券会社を含む金融機関および取引の相手方当事者は、財政的に困難な状況に陥り、シリーズ・トラストに対する債務について、債務不履行となることがある。係る債務不履行により、シリーズ・トラストが多額の損失を被ることがある。また、運用会社は、シリーズ・トラストの取引口座で行う特定の取引を担保するため、取引の相手方当事者に対し、証拠金の差し入れを行うことがある。

シリーズ・トラストは、取引の相手方当事者ごとにマスターネットティング契約を締結するなどして、これに対して負担する信用リスクの軽減に努めることとしている。係るマスターネットティング契約は、シリーズ・トラストに対し、取引の相手方当事者の信用力が一定の水準を割り込んで低下する場合に、対象取引の全てを解除する権限を付与するものである。マスターネットティング契約の当事者には、相手方契約当事者が債務不履行となる場合または契約が解除される場合には、対象取引の全てを終了させる権限および対象取引を原因とする相手方当事者に対する負債を、相手方当事者に対する債権と相殺する権限が付与される。店頭デリバティブ取引の相手方当事者の信用リスクを原因としてシリーズ・トラストに生じる損失の最大額は、通常、未実現利益の総額に等しい。

## 6. 現金および現金同等物

現金および現金同等物とは、以下のプライムブローカーまたは副資産保管会社が保管する現金等であって、満期が3ヵ月以下であるものをいう。

	2015 英ポンド	2014 英ポンド
JP. Morgan Securities Plc（プライムブローカー）	668,283	928,905
BBH & Co.（副資産保管会社）	5,733,863	9,692,432
	<b>6,402,146</b>	<b>10,621,337</b>

## 7. その他の未収金

	2015 英ポンド	2014 英ポンド
未収配当金	147,669	278,760
未収利息	500	660



148,169

279,420

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

## 8. 償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産

シリーズ・トラストは、資産成長クラス受益証券とツイン クラス受益証券と、2種類の受益証券をそれぞれ発行している。

2015

2014

## 資産成長クラス受益証券

年初/期首時点の発行済み受益証券の口数	28,113,557	-
発行された受益証券の総口数	13,188,550	29,883,782
償還された受益証券の総口数	(22,441,224)	(1,770,225)

年度末あるいは計算期間の末日時点の発行済み受益証券の口数	18,860,883	28,113,557
------------------------------	------------	------------

## ツイン クラス受益証券

年初/期首時点の発行済み受益証券の口数	160,910,032	-
発行された受益証券の総口数	38,981,220	160,910,032
償還された受益証券の総口数	(55,405,006)	-

年度末あるいは計算期間の末日時点の発行済み受益証券の口数	144,486,246	160,910,032
------------------------------	-------------	-------------

いずれの資産クラスの受益証券も、まず、当初募集期間に、投資家に対する発行価格での応募の勧誘が行われ、その最終日に、最低投資単位の条件を満たす形で、受益証券が発行された。当初募集期間の最終日の翌営業日から、当該営業日の時点の資産クラスごとの受益証券1口あたり純資産額に等しい発行基準価額での取得の勧誘が、同じく最低投資単位の条件を満たす形で行われた。資産クラスごとの受益証券1口あたり純資産額は、営業日（基準価額計算日でない場合にはその直前基準価額計算日）ごとに計算される。最低発行基準価額は、受益証券1口あたり100円であり、最低発行価額は100円である。したがって、円建ての取得の申し込みは1円単位で行うことができる。運用会社は、追加設定の申込額が1億円または運用会社はその判断に基づいて定める金額に満たない場合には、その判断に基づいて、資産クラスごとに受益証券を発行しない旨の決定を行うことができる。

受益者は、買取日ごとに、事務代行会社に対して買取請求を行うことができる。行われた買取請求は、受託会社と協議した後、運用会社が別段の決定を下すのでない限り、取消不能のものとして取り扱われる。資産クラスごとの受益証券の買取価格は、買取請求日の直後に到来する基準価額計算日の基準価額計算の時点の、係る資産クラスに帰属する純資産の受益証券1口あたりの金額となる。ツインクラス受益証券については、最終買戻日に買い取らせる場合を除いて、買取価格の0.20%相当額の買取手数料を支払わなければならない。ただし、ツインクラス受益証券を、最終買戻日に買い取らせる場合には、買取手数料はかからない。資産成長クラス受益証券については、買取手数料はかからない。

シリーズ・トラストの資本について、社内規程による要件は設定されていない。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

## 8. 償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産(続き)

### 収益分配金

運用会社は、その判断に基づいて、収益分配金を支払う旨を決定することができる。収益分配は、資産成長クラス受益証券については半年ごとに、ツイン クラス受益証券については毎月、それぞれの収益分配日に行われる。収益分配金の額は、それぞれの資産クラスの受益証券に帰属する収益の額(募集要項を参照されたい)に、ほぼ等しい。収益分配金は、収益分配日の直前の基準日の時点で、受益証券の所有者として登録されている者に対して支払われる。収益分配金は、源泉徴収税額および収益分配に際して負担すべきその他の価額を控除して支払う。ただし、受益者に対する現実の収益分配を行わずに、同一の資産クラスの受益証券への再投資に充てることとする。

シリーズ・トラストは、2015年9月30日に終了した会計年度の間に、ツイン クラス受益証券の所有者に対して16,469,487英ポンド(2014: 3,870,439英ポンド)、資産成長クラス受益証券の所有者に対して514,922英ポンド(2014: なし)の収益分配を行っている。

## 9. 手数料および経費

副投資運用会社は、毎年、シリーズ・トラストの資産から支払われる運用報酬を受け取る。運用報酬の額は、純資産価額に年率0.35%を乗じて得られる金額(成功報酬の計算の前に計算する)であり、基準価額計算日ごとに発生するものとして計算し、翌月以降に支払う。副投資助言会社は、副投資運用会社が受け取る副投資運用会社報酬から助言報酬の支払いを受ける。

報酬代行会社は、シリーズ・トラストの資産から、資産成長クラスについては(成功報酬控除前)純資産価額の年率0.10%の年間報酬を、ツイン クラスについては年率0.20%の年間報酬を受け取る(「運用報酬」)。運用報酬は、基準価額計算日ごとに発生するものとして計算し、翌四半期に支払う。

管理会社は、毎年、シリーズ・トラストの資産から、管理会社報酬を受け取る。管理会社報酬の額は、純資産価額に年率0.05%を乗じて得られる金額(成功報酬の計算の前に計算する)であり、基準価額計算日ごとに発生するものとして計算し、翌月以降に支払う。

資産保管会社は、毎年、シリーズ・トラストの資産から、資産保管会社報酬を受け取る。資産保管会社報酬の額は、純資産価額に年率0.015%を乗じて得られる金額(成功報酬の計算の前に計算する)であり、基準価額計算日ごとに発生するものとして計算し、翌月以降に支払う。資産保管会社にはまた、その年に実行される取引量に基づく手数料も支払われる。

受託会社には、年額10,000米ドルの報酬が毎月前払いで支払われる。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 9. 手数料および経費(続き)

報酬代行会社は、シリーズ・トラストの日々の営業に係る手数料および経費の支払いを行う。これらの経常費用には、設立費用、運用報酬、ならびに報酬代行会社の判断に基づき経常費用とした以下の手数料および経費が含まれる。

- (i) 通常の弁護士報酬、および監査報酬または監査費用に含まれない通常の監査費用。
- (ii) シリーズ・トラストまたはトラストが監督当局に納付すべき年間手数料
- (iii) 投資家向けサービスおよび受益者総会、確認書、財務報告書その他の報告書、議決権行使書面、募集要項および添付書類第5号(本書面)ならびにその他の取得勧誘書類に係る通信費。これらの書類の作成、印刷、翻訳および送付に要する費用。
- (iv) 保険料(保険に加入する場合)

(v) 後述する設立費用

なお、報酬代行会社が、訴訟費用、損害賠償金またはその他の手数料および経費であって経常費用とされない特別のものの支払いを行うことはない。

経常費用充当費が支払うべき経常費用に満たなかった場合には、報酬代行会社は残額を負担する責任を負う。逆に、経常費用を支払った後の残額は、シリーズ・トラストの報酬代行会社の報酬として、報酬代行会社が留保する。

経常費用充当費は、毎日計算し、翌四半期以降に累積額を支払う。最初の計算期間は、当初募集期間の最終日（この日を含まない）から、その他の計算期間は、四半期の末日（この日を含まない）から、それぞれ始まる（手数料計算日という）。最終の計算期間を除いて、計算期間は翌手数料計算日（この日を含む）までである。最終の計算期間は、最終買戻日（基準価額計算日でない場合は、その直前の基準価額計算日）までである。

なお、この基準価額計算日が手数料計算日でない限り、最終の計算期間は、この基準価額計算日までとなる。

経常費用充当費からの支払いは、手数料計算日（最終の計算期間の場合は、上記の基準価額計算日）から、東京において計算する10営業日以内に行われる。

シリーズ・トラストが支払うべき手数料および経費のうち受託者が立て替えたものは、全て、シリーズ・トラストの資産から支払う。

運用会社と販売金融機関が個別に合意して定める販売手数料は、支払条件が成就した場合に支払われる。報酬代行会社は、経常費用充当費から販売手数料を支払う。

運用会社は、経常費用充当費から運用報酬を受け取ることができる。

報酬代行会社は、経常費用充当費から設立費用を支払う。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 9. 手数料および経費(続き)

2015年及び2014年の9月30日現在の未払手数料は、以下のとおりである。

	2015 英ポンド	2014 英ポンド
報酬代行会社報酬	37,001	46,873
副投資運用会社報酬	21,733	30,493
受託会社報酬	10,830	9,837
監査報酬	10,338	3,036
その他の報酬	3,666	-
管理会社報酬	3,105	4,356
資産保管会社報酬	933	1,309
	87,606	95,904

### 10. 投資純損失

	2015 英ポンド	2014 英ポンド
--	--------------	--------------

**投資純損失の内訳**

有価証券に係る実現純利益/(損失)	1,427,204	(122,931)
スワップ取引に係る実現純(損失)/利益	(2,824,925)	1,761,600
先物取引に係る実現純損失	(259,315)	(363,624)
有価証券に係る未実現純損失の変動額	(1,666,676)	(2,420,504)
スワップ取引に係る未実現純利益/(損失)の変動額	510,976	(897,885)
先物取引に係る未実現純利益/(損失)の変動額	80,460	(128,640)
<b>投資による純損失</b>	<b>(2,732,276)</b>	<b>(2,171,984)</b>

**11. 利害関係人との取引**

一方が他方を支配することが可能であるか、他方が行う財政上または業務上の決定に重要な影響を及ぼす場合には、これらを利害関係人であるとみなす。受託会社、財務アドバイザー、副投資助言会社、副投資運用会社および報酬代行会社は、いずれも、シリーズ・トラストの利害関係人であるとみなされる。ただし、これらの利害関係人との間では、通常の営業に伴う取引以外の取引は行われていない。利害関係人に対する手数料のうち計算期間に発生したものは、包括利益計算書に記載している。利害関係人から請求され、計算期間の末日の時点で未払いとなっているものは、注記9に記載するとおりである。

**財務諸表への注記**

2015年9月30日

(続き)

## 11. 利害関係人との取引(続き)

シリーズ・トラストは、クレディ・スイス・インターナショナルを取引の相手方としてスワップ取引を行っているが、係る会社は、運用会社の利害関係人である。2015年9月30日に終わる会計年度に、スワップ取引から生じた実現純損失は、2,824,925英ポンド(2014: 1,761,600英ポンドの純利益)であった。この金額は、包括利益計算書の投資純損失の項に記載している(注記10を参照)。この実現損失は、スワップ・オーバーレイ戦略を通じて売り建て / 決済したオプションに関して得たプレミアムから、発生した支払額を差し引いた額に相当する。

## 12. 前年度との比較に関する情報

前年度の残高の一部について、2015年9月30日終了年度について採用した表示形態に合わせるため、修正再表示や開示している。

## 13. 後発事象

2015年9月30日の後、シリーズ・トラストについて12,240,170英ポンドの償還と6,122,258英ポンドの買付けがあった。

2016年1月29日現在、年度末後に生じたその他の事象で、財務諸表に開示すべき事項は特になかった。

「ダイワ・マネー・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。



## 貸借対照表

	平成27年11月17日現在	平成28年5月17日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	38,622,506,677	28,977,252,933
国債証券	41,348,724,503	24,330,903,686
未収利息	762,649	-
前払費用	550,221	-
流動資産合計	79,972,544,050	53,308,156,619
資産合計	79,972,544,050	53,308,156,619
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,000,000,000	614,884,548
その他未払費用	-	136,260
流動負債合計	1,000,000,000	615,020,808
負債合計	1,000,000,000	615,020,808
純資産の部		
元本等		
元本	1 77,442,883,794	51,672,305,067
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,529,660,256	1,020,830,744
元本等合計	78,972,544,050	52,693,135,811
純資産合計	78,972,544,050	52,693,135,811
負債純資産合計	79,972,544,050	53,308,156,619

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成27年11月18日 至 平成28年5月17日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

区 分	平成27年11月17日現在	平成28年5月17日現在
1. 1 期首	平成27年5月19日	平成27年11月18日
期首元本額	26,591,455,273円	77,442,883,794円
期中追加設定元本額	104,698,044,912円	112,154,965,382円
期中一部解約元本額	53,846,616,391円	137,925,544,109円
期末元本額の内訳		
ファンド名		

深センA株資金拠出用ファン ド（適格機関投資家専用）	1,000,294,205円	- 円
ダイワ/“RICI®”コモ ディティ・ファンド	8,952,508円	8,952,508円
US債券NB戦略ファンド （為替ヘッジあり/年1回決算 型）	740,564円	740,564円
US債券NB戦略ファンド （為替ヘッジなし/年1回決算 型）	1,623,350円	1,623,350円
スマート・アロケーション・ Dガード	138,811,420円	93,237,527円
NBストラテジック・インカ ム・ファンド<ラップ>米ド ルコース	981円	981円
NBストラテジック・インカ ム・ファンド<ラップ>円 コース	981円	981円
NBストラテジック・インカ ム・ファンド<ラップ>世界 通貨分散コース	981円	981円
DCダイワ・マネー・ポート フォリオ	- 円	539,322円
ダイワファンドラップ コモ ディティセレクト	317,088,630円	317,088,630円
ダイワ米国株ストラテジー （通貨選択型） - トリプルリ ターンズ - 日本円・コース （毎月分配型）	132,757円	132,757円

ダイワ米国株ストラテジー (通貨選択型) - トリプルリ ターンズ - 豪ドル・コース (毎月分配型)	643,132円	643,132円
ダイワ米国株ストラテジー (通貨選択型) - トリプルリ ターンズ - ブラジル・レア ル・コース(毎月分配型)	4,401,613円	4,401,613円
ダイワ米国株ストラテジー (通貨選択型) - トリプルリ ターンズ - 米ドル・コース (毎月分配型)	12,784円	12,784円
ダイワ/フィデリティ北米株 式ファンド - パラダイムシフ ト - (適格機関投資家専用)ス マート・シックス・Dガード ブルベア・マネー・ポート フォリオ	49,096,623円	29,484,934円
ブル3倍日本株ポートフォリオ	1,911,428,278円	- 円
ベア2倍日本株ポートフォリオ	25,875,845,852円	15,964,116,994円
ダイワF E グローバル・バ リュウ株ファンド(ダイワS MA専用)	42,649,654,724円	31,961,284,460円
	4,775,914,490円	2,491,143,158円
	13,896,435円	4,090,590円

ダイワ米国高金利社債ファン ド(通貨選択型)ブラジル・ リアル・コース(毎月分配 型)	98,290,744円	98,290,744円
ダイワ米国高金利社債ファン ド(通貨選択型)日本円・ コース(毎月分配型)	23,590,527円	23,590,527円
ダイワ米国高金利社債ファン ド(通貨選択型)米ドル・ コース(毎月分配型)	2,163,360円	2,163,360円
ダイワ米国高金利社債ファン ド(通貨選択型)豪ドル・ コース(毎月分配型)	13,761,552円	13,761,552円
ダイワ/UBSエマージング CBファンド	2,498,575円	- 円
ダイワ/アムンディ食糧増産 関連ファンド	14,780,160円	4,974,315円
ダイワ日本リート・ファン ド・マネー・ポートフォリオ	61,622,466円	155,448,362円
ダイワ新興国ハイインカム・ プラス - 金積立型 -	1,972,537円	501,660円
ダイワ新興国ハイインカム債 券ファンド(償還条項付き) 為替ヘッジあり	4,926,716円	1,004,378円
ダイワ新興国ソブリン債券 ファンド(資産成長コース)	49,082,149円	49,082,149円
ダイワ新興国ソブリン債券 ファンド(通貨 コース)	196,290,094円	196,290,094円

ダイワ・ダブルバランス・ ファンド(Dガード付/部分 為替ヘッジあり)	138,814,365円	98,713,356円
ダイワ6資産バランス・ファ ンド(Dガード付/為替ヘッ ジなし)	- 円	104,556,777円
ダイワ・インフラビジネス・ ファンド - インフラ革命 - (為替ヘッジあり)	9,813,543円	988,283円
ダイワ・インフラビジネス・ ファンド - インフラ革命 - (為替ヘッジなし)	29,440,629円	4,926,018円
ダイワ米国MLPファンド (毎月分配型)米ドルコース	13,732,222円	13,732,222円
ダイワ米国MLPファンド (毎月分配型)日本円コース	3,874,449円	3,874,449円
ダイワ米国MLPファンド (毎月分配型)通貨 コース	13,437,960円	13,437,960円
ダイワ英国高配当株ツイン (毎月分配型)	98,107円	98,107円
ダイワ英国高配当株ファンド	98,107円	98,107円
ダイワ英国高配当株ファン ド・マネー・ポートフォリオ	7,567,671円	1,046,736円
DCスマート・アロケーショ ン・Dガード	2,849,862円	2,602,764円
ダイワ・世界コモディティ・ ファンド(ダイワSMA専 用)	529,642円	519,832円

ダイワ米国高金利社債ファン ド（通貨選択型）南アフリ カ・ランド・コース（毎月分 配型）	98,252円	98,252円
ダイワ米国高金利社債ファン ド（通貨選択型）トルコ・リ ラ・コース（毎月分配型）	2,554,212円	2,554,212円
ダイワ米国高金利社債ファン ド（通貨選択型）通貨セレクト ト・コース（毎月分配型）	1,178,976円	1,178,976円
ダイワ・オーストラリア高配 当株（毎月分配型）株式 コース	98,203円	98,203円
ダイワ・オーストラリア高配 当株（毎月分配型）通貨 コース	98,203円	98,203円
ダイワ・オーストラリア高配 当株（毎月分配型）株 式&通貨ツイン コース	982,029円	982,029円
ダイワ米国株ストラテジー （通貨選択型） - トリプルリ ターンズ - 通貨セレクト・ コース（毎月分配型）	98,174円	98,174円
計	77,442,883,794円	51,672,305,067円
2. 期末日における受益権の総数	77,442,883,794口	51,672,305,067口

（金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成27年11月18日 至 平成28年5月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成28年5月17日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。



2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
-----------------	--

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種 類	平成27年11月17日現在	平成28年5月17日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	527,117	69,514
合計	527,117	69,514

（注） 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成26年12月10日から平成27年11月17日まで、及び平成27年12月10日から平成28年5月17日まで）を指しております。

## （デリバティブ取引に関する注記）

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成27年11月17日現在	平成28年5月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	平成27年11月17日現在	平成28年5月17日現在
1口当たり純資産額	1.0198円	1.0198円
（1万口当たり純資産額）	(10,198円)	(10,198円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	5 9 1 国庫短期証券	24,330,000,000	24,330,903,686	
国債証券 合計			24,330,903,686	
合計			24,330,903,686	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワ英国高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオ】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成27年11月18日から平成28年5月17日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

ダイワ英国高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオ

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 平成27年11月17日現在	第4期 平成28年5月17日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	5,444,826	812,590
親投資信託受益証券	7,717,510	1,067,461
流動資産合計	13,162,336	1,880,051
資産合計	13,162,336	1,880,051
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	717	66
未払委託者報酬	7,599	862
その他未払費用	221	183
流動負債合計	8,537	1,111
負債合計	8,537	1,111
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1 13,143,578	1 1,878,608
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,221	332
（分配準備積立金）	6	-
元本等合計	13,153,799	1,878,940
純資産合計	13,153,799	1,878,940
負債純資産合計	13,162,336	1,880,051

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期	第4期
	自 平成27年5月19日 至 平成27年11月17日	自 平成27年11月18日 至 平成28年5月17日
営業収益		
受取利息	8,525	742
有価証券売買等損益	755	49
営業収益合計	9,280	693
営業費用		
支払利息	-	25
受託者報酬	717	66
委託者報酬	7,599	862
その他費用	221	183
営業費用合計	8,537	1,136
営業利益又は営業損失（ ）	743	443
経常利益又は経常損失（ ）	743	443
当期純利益又は当期純損失（ ）	743	443
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	997	268
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	66,562	10,221
剰余金増加額又は欠損金減少額	195,047	260
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	195,047	260
剰余金減少額又は欠損金増加額	251,134	9,438
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	251,134	9,438
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,221	332

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第4期	
	自 平成27年11月18日	至 平成28年5月17日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第3期	第4期
	平成27年11月17日現在	平成28年5月17日現在
1. 1 期首元本額	152,794,555円	13,143,578円
期中追加設定元本額	243,810,146円	869,191円
期中一部解約元本額	383,461,123円	12,134,161円
2. 計算期間末日における受益権の総数	13,143,578口	1,878,608口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第3期	第4期
	自 平成27年5月19日 至 平成27年11月17日	自 平成27年11月18日 至 平成28年5月17日

1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(10,215円)及び分配準備積立金(6円)より分配対象額は10,221円(1万口当たり7.78円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,092円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は1,092円(1万口当たり5.81円)であり、分配を行っておりません。
------------	--	--

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区 分	第4期 自 平成27年11月18日 至 平成28年5月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第4期
	平成28年5月17日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種 類	第3期	第4期
	平成27年11月17日現在	平成28年5月17日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	59	105
合計	59	105

## （デリバティブ取引に関する注記）

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第3期	第4期
平成27年11月17日現在	平成28年5月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

第4期
自 平成27年11月18日
至 平成28年5月17日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	第3期	第4期
	平成27年11月17日現在	平成28年5月17日現在
1口当たり純資産額	1,0008円	1,0002円
（1万口当たり純資産額）	（10,008円）	（10,002円）



## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ダイワ・マネー・マザーファンド	1,046,736	1,067,461	
親投資信託受益証券 合計			1,067,461	
合計			1,067,461	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは、「ダイワ・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

## 「ダイワ・マネー・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ英国高配当株ファンド」に記載のとおりであります。

## 2 【ファンドの現況】

ダイワ英国高配当株ファンド

## 【純資産額計算書】

平成28年5月31日

資産総額	1,176,466,902円
負債総額	101,338,196円
純資産総額（ - ）	1,075,128,706円
発行済数量	1,222,492,998口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.8795円

(参考) ダイワ・マネー・マザーファンド

## 純資産額計算書

平成28年5月31日

資産総額	58,830,876,623円
負債総額	94,846,460円
純資産総額（ - ）	58,736,030,163円
発行済数量	57,599,904,455口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0197円

ダイワ英国高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオ

## 純資産額計算書

平成28年5月31日

資産総額	102,637,440円
負債総額	15円
純資産総額（ - ）	102,637,425円
発行済数量	102,627,151口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0001円

(参考) ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ英国高配当株ファンド」の記載と同じ。



## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

## (2) 受益者に対する特典

ありません。

## (3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

## (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

## (5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

## (6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## (7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

## (8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として、)に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額

平成28年5月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### b. 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

###### 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

##### イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

##### ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

##### ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

##### ホ. ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成28年5月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	44	176,579
追加型株式投資信託	633	11,647,845
株式投資信託 合計	677	11,824,424
単位型公社債投資信託	7	64,829
追加型公社債投資信託	17	2,443,770
公社債投資信託 合計	24	2,508,598
総合計	701	14,333,022

## 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	31,438	31,715
有価証券	4,878	1,137
前払費用	139	159
未収委託者報酬	10,295	9,896
未収収益	110	87
繰延税金資産	585	468
その他	153	83
流動資産計	47,600	43,547
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物	255	243
器具備品	21	18
器具備品	234	224
無形固定資産	2,759	2,706
ソフトウェア	2,758	2,385
ソフトウェア仮勘定	1	321
投資その他の資産	12,979	14,223
投資有価証券	6,667	7,872
関係会社株式	5,129	5,129
出資金	124	123
長期差入保証金	996	1,049
その他	60	47
固定資産計	15,995	17,173
資産合計	63,596	60,720



（単位:百万円）

	前事業年度 （平成27年3月31日）	当事業年度 （平成28年3月31日）
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	64	61
未払金	9,172	8,789
未払収益分配金	5	5
未払償還金	72	63
未払手数料	4,965	4,330
その他未払金	2	2
未払費用	4,162	4,215
未払法人税等	1,133	1,155
未払消費税等	1,429	538
賞与引当金	1,092	937
その他	747	22
流動負債計	17,801	15,720
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	2,072	2,209
役員退職慰労引当金	101	93
繰延税金負債	1,745	1,410
その他	2	-
固定負債計	3,920	3,714
負債合計	21,722	19,435
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	14,126	13,960
利益剰余金合計	14,501	14,334
株主資本合計	41,171	41,004
評価・換算差額等		

その他有価証券評価差額金	702	280
評価・換算差額等合計	702	280
純資産合計	41,873	41,284
負債・純資産合計	63,596	60,720

## (2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	90,924	88,850
その他営業収益	933	799
営業収益計	91,858	89,650
営業費用		
支払手数料	49,978	46,165
広告宣伝費	670	646
調査費	9,013	10,116
調査費	867	925
委託調査費	8,146	9,191
委託計算費	756	761
営業雑経費	1,289	1,346
通信費	252	249
印刷費	481	515
協会費	53	53
諸会費	13	14
その他営業雑経費	488	513
営業費用計	61,709	59,036
一般管理費		
給料	5,881	5,797
役員報酬	289	354
給料・手当	3,803	3,850
賞与	695	654
賞与引当金繰入額	1,092	937
福利厚生費	831	837
交際費	45	70
旅費交通費	176	211
租税公課	259	325
不動産賃借料	1,180	1,258
退職給付費用	383	394

役員退職慰労引当金繰入額	38	37
固定資産減価償却費	1,032	1,110
諸経費	1,372	1,486
一般管理費計	11,201	11,531
営業利益	18,948	19,082

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	1,226	1	109
受取利息		20		25
投資有価証券売却益		145		115
外国税関連費用引当金戻入益		-		171
その他		226		73
営業外収益計		1,620		496
営業外費用				
投資有価証券売却損		84		14
その他		67		94
営業外費用計		152		108
経常利益		20,416		19,471
特別利益				
固定資産売却益		7		-
特別利益計		7		-
特別損失				
外国税関連費用		746		-
その他		26		-
特別損失計		772		-
税引前当期純利益		19,651		19,471
法人税、住民税及び事業税		6,238		6,215
法人税等調整額		17		6
法人税等合計		6,220		6,209
当期純利益		13,431		13,262

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△10,126	△10,126	△10,126
当期純利益	-	-	-	13,431	13,431	13,431
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,304	3,304	3,304
当期末残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	494	494	38,360
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△10,126
当期純利益	-	-	13,431
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	208	208	208
当期変動額合計	208	208	3,513
当期末残高	702	702	41,873

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△13,428	△13,428	△13,428
当期純利益	-	-	-	13,262	13,262	13,262
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△166	△166	△166
当期末残高	15,174	11,495	374	13,960	14,334	41,004

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	702	702	41,873
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△13,428
当期純利益	-	-	13,262
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△422	△422	△422
当期変動額合計	△422	△422	△589
当期末残高	280	280	41,284

## 注記事項

(重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

## (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

## (2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

### (1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

## 4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## (表示方法の変更)

### (損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「投資有価証券売却益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた372百万円は、「投資有価証券売却益」145百万円、「その他」226百万円として組替えております。

## (貸借対照表関係)

### 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
建物	20百万円	23百万円
器具備品	275百万円	232百万円

## 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
未払金	4,084百万円	4,320百万円

## 3 保証債務

前事業年度（平成27年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,834百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成28年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,749百万円に対して保証を行っております。

## (損益計算書関係)

## 1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には次のものがあります。

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
受取配当金	1,065百万円	-

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日

平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	10,126	3,882	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日
----------------------	------	--------	-------	----------------	----------------

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	13,428百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,148円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月24日

当事業年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	13,428	5,148	平成27年 3月31日	平成27年 6月24日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	13,262百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,084円
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月24日

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。



## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されており、株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されており、

未払手数料は証券投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 市場リスクの管理

## ( ) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

## ( ) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

## 信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

前事業年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	31,438	31,438	-
(2) 未収委託者報酬	10,295	10,295	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	10,520	10,520	-
資産計	52,254	52,254	-
(1) 未払手数料	4,965	4,965	-
(2) その他未払金	4,127	4,127	-
(3) 未払費用(*)	3,366	3,366	-
負債計	12,460	12,460	-

(\*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	31,715	31,715	-
(2) 未収委託者報酬	9,896	9,896	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	7,987	7,987	-
資産計	49,599	49,599	-
(1) 未払手数料	4,330	4,330	-
(2) その他未払金	4,390	4,390	-
(3) 未払費用(*)	3,420	3,420	-
負債計	12,141	12,141	-

(\*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	1,025	1,021
(2) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	5,129	5,129
(3) 長期差入保証金	996	1,049

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,438	-	-	-
未収委託者報酬	10,295	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	6	1,591	3,790	84
合計	41,740	1,591	3,790	84

当事業年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,715	-	-	-
未収委託者報酬	9,896	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	1,115	4,570	1,712	141
合計	42,727	4,570	1,712	141

（有価証券関係）

## 1．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成27年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成28年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2．その他有価証券

前事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（1）株式	164	55	109
（2）その他 証券投資信託	4,576	3,633	943
小計	4,741	3,688	1,052
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			

その他 証券投資信託	5,779	5,793	14
小計	5,779	5,793	14
合計	10,520	9,482	1,038

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,025百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成28年3月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（1）株式	141	55	86
（2）その他 証券投資信託	3,875	3,408	466
小計	4,016	3,463	553
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	3,970	4,119	148
小計	3,970	4,119	148
合計	7,987	7,583	404

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,021百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3．売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
（1）株式	32	-	1
（2）その他 証券投資信託	34,371	145	84
合計	34,404	145	85

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
（1）株式	3	-	0
（2）その他 証券投資信託	19,069	115	13
合計	19,072	115	14

### 4．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、子会社株式について11百万円の減損処理を行っております。  
当事業年度において、証券投資信託について4百万円の減損処理を行っております。

## (退職給付関係)

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用していません。

### 2. 確定給付制度

#### (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,959百万円	2,072百万円
勤務費用	212	222
退職給付の支払額	118	120
その他	18	35
退職給付債務の期末残高	2,072	2,209

#### (2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,072百万円	2,209百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,072	2,209
退職給付引当金	2,072	2,209
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,072	2,209

#### (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	212百万円	222百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	212	222

### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度170百万円、当事業年度172百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
退職給付引当金	670	676
賞与引当金	305	225
外国税関連費用	241	-
未払事業税	231	224
連結法人間取引(譲渡損)	128	121
投資有価証券評価損	105	95
出資金評価損	103	98
その他	206	173
繰延税金資産小計	1,992	1,615
評価性引当額	613	347
繰延税金資産合計	1,379	1,268
<b>繰延税金負債</b>		
連結法人間取引(譲渡益)	2,203	2,086
その他有価証券評価差額金	335	124
繰延税金負債合計	2,539	2,210
繰延税金負債の純額	1,159	941

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.64%	33.06%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.14%	0.77%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.02%	0.02%
評価性引当額の増減額	2.67%	1.29%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.51%	0.19%
その他	0.07%	0.43%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.65%	31.89%

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産（流動）が24百万円、繰延税金負債（長期）が74百万円、法人税等調整額が50百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が6百万円増加しております。

（セグメント情報等）

#### [セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

#### [関連情報]

##### 1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### （1）営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### （2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

#### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）  
該当事項はありません。

#### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

#### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## （関連当事者情報）

## 1. 関連当事者との取引

## （ア）財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,834	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,749	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

## （イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料 (注2)	28,838	未払手数料	3,751
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入(注3)	685	未払費用	348
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料(注4)	978	長期差入保証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。



(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注1)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料(注2)	27,062	未払手数料	3,188
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入(注3)	593	未払費用	252
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料(注4)	1,028	長期差入保証金	1,027

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

## 2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,052.69円	1株当たり純資産額	15,826.85円
1株当たり当期純利益	5,148.94円	1株当たり当期純利益	5,084.10円

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益(百万円)	13,431	13,262
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成27年6月26日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定の新設

##### b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成28年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称 大和証券株式会社

資本金の額 100,000百万円（平成28年3月末日現在）

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

### 2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

### 3 【資本関係】

該当事項はありません。

#### <再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成28年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

### 第3 【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨  
使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日  
次の事項を記載することがあります。
- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載  
委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。  
ファンドの形態等を記載することがあります。  
図案を採用することがあります。  
ファンドの管理番号等を記載することがあります。

(2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

**独立監査人の監査報告書**

平成28年 5月27日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月17日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ英国高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオの平成27年11月18日から平成28年5月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ英国高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオの平成28年5月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月17日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ英国高配当株ファンドの平成27年11月18日から平成28年5月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ英国高配当株ファンドの平成28年5月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。